

R7宇都宮国道管内ネットワーク設備設置工事
特記仕様書

令和8年1月
宇都宮国道事務所

第1章 総則

第1条 適用

1. この特記仕様書は、電気通信設備工事共通仕様書(令和7年3月改定)(以下「共通仕様書」という。)という特記仕様書で、本工事の施工に適用する。
2. この工事の施工にあたっての一般的事項は、共通仕様書によるものとする。
3. この特記仕様書に添付されていない別紙様式等については以下 URL よりダウンロードするものとする。
URL <https://www.ktr.mlit.go.jp/gijyutu/index00000015.html>
4. 本工事における「条件明示」については、別紙ー1「明示項目及び明示事項」に記載のとおりとする。

第2条 主任技術者等

本工事の主任技術者又は監理技術者は、受注者が提出した競争参加資格確認申請書に記述した配置予定の技術者でなければならない。

第3条 主任技術者等の専任期間

1. 契約締結日の翌日から工事の始期までの期間については、主任技術者又は監理技術者の配置を要しない
2. 契約締結日の翌日から現場施工に着手するまでの期間(現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間)については、発注者と受注者の間で書面により明確にした場合に限って、主任技術者又は監理技術者の工事現場での専任を要しない。
3. 工事完成後、検査が終了し(発注者の都合により検査が遅延した場合を除く。)、事務手続後、後片付け等のみが残っている期間については、発注者と受注者の間で書面により明確にした場合に限って、主任技術者又は監理技術者の工事現場での専任を要しない。なお、検査が終了した日は、発注者が工事の完成を確認した旨、受注者に通知した日(例:「完成通知書」等における日付)とする。

第4条 専任特例1号の場合の監理技術者又は主任技術者の配置

1. 本工事において、建設業法第26条第3項第一号の規定の適用を受ける監理技術者又は主任技術者(以下、「専任特例1号の場合の監理技術者又は主任技術者」という。)の配置を行う場合は以下の(1)～(8)の要件を全て満たさなければならない。なお、詳細な運用は「監理技術者制度運用マニュアル」による。
 - (1) 各工事の請負金額が1億円未満(建築一式工事の場合は2億円未満)であること。
 - (2) 工事現場間の距離は、1日で巡回可能かつ移動時間が概ね2時間以内であること。
 - (3) 下請次数は3次までであること。
 - (4) 現場に連絡員(※)を配置していること。
※連絡員とは、監理技術者又は主任技術者との連絡その他必要な措置を講ずるための者をいう。
※土木一式工事又は建築一式工事の場合は、当該建設工事の種類に関する実務経験を1年以上有する者であること。
 - (5) 施工体制を確認出来る情報通信技術の措置を講じていること。

- (6) 人員の配置を示す計画書の作成及び現場に備え置いていること。
 - (7) 現場状況を確認するための情報通信機器を設置していること。
 - (8) 監理技術者又は主任技術者が兼務できる工事数は2件までであること。なお、専任特例2号の場合の監理技術者を活用した工事と兼務することは出来ない。
(ただし、同一あるいは別々の発注者が、同一の建設業者と締結する契約工期の重複する複数の請負契約に係る工事であって、かつ、それぞれの工事の対象となる工作物等に一体性が認められるものについては、これら複数の工事を一の工事とみなす。)
- 2. 現場の安全管理体制について、平成7年4月21日付基発第267号の2「元方事業者による建設現場安全管理指針」において、「統括安全衛生責任者の選任を要するときには、その事業場に専属の者とする。」とされていることから、施工体制に留意すること。
 - 3. 本工事の監理技術者又は主任技術者が専任特例1号の場合の監理技術者又は主任技術者として配置する事を予定している場合、以下の書類を提出すること。
 - 1) 専任特例1号の場合の監理技術者又は主任技術者が兼務する工事の箇所、内容を示す書類(CORINSの写し)
 - 4. 本工事の監理技術者又は主任技術者が専任特例1号の場合の監理技術者として兼務する事となった場合、第1項(3)～(6)について施工計画書、施工体系図等へ記載し、提出すること。
 - 5. 本工事において、専任特例1号の場合の監理技術者又は主任技術者の配置を行う場合又は配置を要さなくなった場合は、コリンズ(CORINS)への登録・修正を適切に行うこと。

第5条 現場代理人

現場代理人について工事現場における常駐を要しない期間については、「工事請負契約書の運用基準について」(平成22年9月6日付け国地契第20号)による。

なお、これにより難しい場合は、監督職員と協議するものとする。

第6条 設計製作体制等

本工事の設計製作体制等については、受注者自らの体制、ならびに設備の製作を他社に委託する場合の体制を下記の様式に記載し、契約後速やかに監督職員に提出し、完成図書に綴るものとする。

- (1)設備の製作に係る設計管理、工程管理、検査・試験に関する体制(別紙-2)
- (2)障害時の支援体制、保守部品の供給体制ならびに発注者からの技術的内容についての問い合わせ対応体制(別紙-3)

第7条 コリンズ(CORINS)への登録

- 1. 工事カルテの作成、登録については、共通仕様書「1-1-1-7 コリンズ(CORINS)への登録」によるものとする。
- 2. 受注者は、工事受注後又は施工中において当該工事に係る悪質で不誠実な行為(一括下請負等)が発覚し、指名停止の措置を受けた場合は、登録済みの工事カルテの取り下げを行うものとする。
- 3. 技術者の従事期間は、工期をもって登録するものとする。(余裕期間を含まないことに留意するものとする。)

第8条 コリンズ(CORINS)への位置情報の入力

共通仕様書1-1-1-7コリンズ(CORINS)への登録に定める「登録のための確認のお願い」を作成するにあたり、位置情報については以下のとおりにし、工事場所および座標(緯度、経度)を記載するものとする。なお、座標は世界測地系(JGD2011)に準拠する。

起点 栃木県宇都宮市平松町504 緯度 36° 33' 06" 経度 139° 54' 28"

終点 起点と同様

第9条 コリンズ(CORINS)への工事概要の入力

土木工事共通仕様書1-1-1-7コリンズ(CORINS)への登録に定める「登録のための確認のお願い」を受注時に作成するにあたり、工事概要について必須登録とし、記載例を参考にすること。

記載例)

工事内容

本工事は、事務所・出張所におけるネットワーク設備の更新、および出張所内における無線LANの整備を行う工事である。

第10条 施工体制台帳

工事成績優秀企業に認定され、認定有効期限内に、工事発注の契約を行った工事の監理技術者、主任技術者(工事成績優秀企業に認定された下請負を含む)は、工事成績優秀企業認定マークの使用や金色帯線(黄色もしくは橙色の帯線でも可)を名札上部に印刷することが出来るものとする。

監理(主任)技術者	
写真 2cm×3cm 程 度	氏名 ○○ ○○ 工事名 ○○改良工事 工期 自○○年○○月○○日 至○○年○○月○○日
	会社 ◇◇建設株式会社 印

注意1) 用紙の大きさは名刺サイズ以上とする。

注意2) 所属会社の写真とする。

第11条 低入札価格調査制度調査対象工事について

1. 予算決算及び会計令第85条の基準に基づく価格を下回る価格で落札した場合においては、受注者は下記の調査に協力しなければならない。
 - (1) 受注者は、下請負者の協力を得て間接工事費等諸経費動向調査票(営繕工事においては共通費実態調査票)の作成を行い、工事完了後、速やかに発注者に提出するものとする。
 - (2) 受注者は、提出された間接工事費等諸経費動向調査票(営繕工事においては共通費実態調査票)の費用の内訳についてヒアリング調査に応じるものとする。この場合において、受注者は下請負者についてもヒアリングに参加させるものとする。
 - (3) 工事コスト調査(調査結果でも可)に係る資料は、下記のとおりとし、関東地方整備局又は宇都宮国道事務所のホームページにより公表する。
 - (4) 低入札価格調査と工事コスト調査の結果に大きな乖離がある場合、又は、工事コスト調査資料の提出が無い場合には、工事成績評点を減点する場合がある。

なお、低入札価格調査対象工事については、工事コスト調査終了後に、工事成績評点を通知する。
公表資料は以下のとおり。

資料名	内訳
低価格理由とその詳細	当該工事が低価格で施工可能となる理由を示した資料
比較表-1	積算内訳書の発注者と元請における当初と実績の比較表
比較表-2	積算内訳書に対する明細書の発注者と元請における当初と実績の比較表
比較表-3	元請の手持ち資材の当初と実績の比較表
比較表-4	元請の資材購入先一覧の当初と実績の比較表
比較表-5	手持ち機械の当初と実績の比較表
比較表-6	労務者確保計画の当初と実績の比較表
比較表-7	工種別労務者配置計画の当初と実績の比較表
比較表-8	建設副産物の搬出の当初と実績の比較表
諸経費動向調査 (工事費)	元請、下請の工事費内訳

第12条 工事書類の作成

1. 工事書類の作成に当たっては、別に定める「土木工事電子書類作成マニュアル(令和7年3月)」に基づき実施するものとする。
2. 工事書類の作成に当たっては、別に定める「土木工事電子書類スリム化ガイド(令和7年3月)」を参考に書類の電子化、受発注者間での作成書類の役割分担の明確化、書類の削減等に留意すること。
3. 「工事関係書類一覧表」(別紙様式-10)により、工事着手前に「作成書類の役割分担」、「作成書類の位置付け」に関して「協議」するものとする。
また、「協議」の内容を変更する場合は、改めて、受発注者で協議を行うものとする。
4. 電子により提出、提示した書類については、検査時その他の場合においても紙での提示、提出は行わないものとする。

第13条 設計図書の照査

発注者は、設計図書の照査の範囲を超える資料の作成については、監督職員の指示とし、その作成費用は、設計変更の対象とする。なお、設計変更の対象については、「土木工事における工事請負契約における設計変更ガイドライン(総合版): 令和7年3月」によるものとする。

第14条 情報共有システムの活用

1. 本工事は、監督職員及び受注者の間の情報を電子的に交換・共有することにより業務の効率化を図る情報共有システムの活用対象工事である。なお、活用にあたっては「土木工事・業務の情報共有システム活用ガイドライン」(令和 7 年 3 月版)に基づき実施すること。
2. 受注者は、本工事で使用する情報共有システムを選定し、使用する情報共有システムは次の要件を満たすものとする。
 - ・工事施工中における受発注者間の情報共有システム機能要件(Rev5.7) 令和 7 年 3 月版 国土交通省(国土技術政策総合研究所)
3. 監督職員及び受注者が使用する情報共有システムのサービス提供者(以下「サービス提供者」という。)との契約は、受注者が行うものとする。また、利用開始日、必要なユーザーID数、ディスク容量等の仕様やワークフロー機能の対象者等については、監督職員の確認を得た上で決定すること。
4. 受注者は、サービス提供者と次の内容を含めた契約を締結するものとする。
 - ① 情報共有システムに関する障害を適正に処理、解決できる体制を整える旨
 - ② サービス提供者が善良なる管理者の注意をもってしても防御し得ない不正アクセス等により、情報漏洩、データ破壊、システム停止等があった場合、速やかに監督職員及び受注者に連絡を行い適正な処置を行う旨
 - ③ ②の場合において、サービス提供者に重大な管理瑕疵があると監督職員若しくは受注者が判断した場合、又は復旧若しくは処理対応が不適切な場合には、受注者はサービス提供者と協議の上情報共有システムの利用を停止することができる旨
5. 受注者は、監督職員等から技術上の問題点の把握、利用にあたっての評価を行うためのアンケート等を求められた場合、協力しなければならない。

第15条 設計審査会の設置

本工事は、発注者と受注者が一堂に会して、現場着手前(準備期間内)に工事工程クリティカルパスの共有及び工事工程の照合(クロスチェック)を実施し、併せて協議資料作成等の受発注者間の役割分担を明確にする場、また、設計変更手続きの透明性と公正性の向上及び迅速化のため、設計変更の妥当性の審議及び設計変更等に伴う工事中止等の判断等を行う場として開催する「設計審査会」(以下、「審査会」という。)の設置対象工事である。

「審査会」の運用にあたっては、「設計審査会設置運用方針」

(<http://www.ktr.mlit.go.jp/gijyutu/gijyutu00000039.html>)によるものとする。

第16条 工事環境の改善

本工事の実施にあたっては、工事環境の改善に取り組むウィークリースタンスを考慮するものとする。

ウィークリースタンスの実施にあたっては、関東地方整備局ホームページ

<https://www.ktr.mlit.go.jp/gijyutu/gijyutu00000039.html> に掲載している工事環境改善実施要領に基づき、監督職員と確認・調整した内容について取り組むものとする。

第17条 ワンデーレスポンス

1. この工事はワンデーレスポンス対象工事である。

・「ワンデーレスポンス」とは

受注者からの質問、協議等への回答は、基本的に「その日のうち」に指示、通知等行うよう対応する。ただし、即日回答が困難な場合は、いつまでに回答が必要なのかを受注者と協

- 議の上、回答期限を設けるなど、何らかの回答を「その日のうち」に通知することである。
2. 受注者は計画工程表の提出にあたって、作業間の関連把握や工事の進捗状況等を把握できる工程管理方法について、監督職員と協議をおこなうこと。
 3. 受注者は工事施工中において、問題が発生した場合及び計画工程と実工程を比較照査し、差異が生じる恐れがある場合は、原因を究明するとともに速やかに文書にて監督職員へ報告することとする。
 4. ワンデーレスポンスの実施にあたっては、関東地方整備局ホームページ <https://www.ktr.mlit.go.jp/gijyutu/gijyutu00000039.html> に掲載しているワンデーレスポンス実施の手引き(令和5年12月)に基づき、取り組むものとする。
 5. 効果・課題等を把握するためアンケート等のフォローアップ調査を実施する場合があるため、協力すること。

第18条 契約内容の変更手続きについて

本工事における契約内容の変更は、以下によるものとする。

- ① 本工事における設計変更や契約変更は書面にに基づき行うことを徹底し、指示書・協議書があるもののみを契約変更の対象とする。
- ② 受注者は、工事期間中及び工事完成後において、監督職員から契約図書の規定に違反する等の不適切な指示を受けたと思料されるときは、当該監督職員を経由せずに、分任支出負担行為担当官(事務所長)へ直接又は契約担当課長経由で書面により、その旨を報告することができる。

第19条 設計変更等

設計変更等については、契約書第 18 条から第 25 条及び共通仕様書共通編 1-1-1-17 から 1-1-1-18 に記載しているところであるが、その具体的な考え方や手続きについては、「工事請負契約における設計変更ガイドライン(総合版):令和7年3月」によることとする。

第20条 スライド条項

工事請負契約書第26条(スライド条項)については、物価水準の変動により請負代金が不適当となったと認められた時に、相手方に請負代金の変更を請求することができる条項となっている。

単品スライドについては、鋼材類・燃料油の他、コンクリート類、購入土などの主要工事材料も対象となるので、物価水準の変動により請負代金が不適当となった場合には、相手方に対して請負代金額の変更を請求することができる。

第21条 施工管理

1. 本工事の施工管理は、関東地方整備局土木工事施工管理基準及び規格値(令和7年度版)及び国土交通省電気通信設備工事施工管理基準及び規格値(案)(令和7年度版)によるものとする。なお、この管理基準により難しい場合及び基準、規格値が定められていない工種については、監督職員と協議の上、施工管理を行うものとする。
2. 本工事の写真管理は、関東地方整備局土木工事写真管理基準(令和7年度版)及び電気通信設備工事写真管理基準(案)(令和6年3月改訂)によるものとする。なお、「撮影項目」、「撮影頻度」等が工事内容に合致しない場合は、監督職員の指示により追加、削減するものとする。

第22条 デジタル工事写真の小黑板情報電子化について

デジタル工事写真の小黑板情報電子化は、受発注者双方の業務効率化を目的に、被写

体画像の撮影と同時に工事写真における小黒板の記載情報の電子的記入および、工事写真の信憑性確認を行うことにより、現場撮影の省力化、写真整理の効率化、工事写真の改ざん防止を図るものである。

本工事では、以下の1. から4. の全てを実施することとする。

1. 対象機器の導入

受注者は、デジタル工事写真の小黒板情報電子化の導入に必要な機器・ソフトウェア等(以降、「使用機器」と称する)については、関東地方整備局土木工事写真管理基準 令和7年度版(以下、写真管理基準)「2-2 撮影方法」に示す項目の電子的記入ができること、かつ信憑性確認(改ざん検知機能)を有するものを使用することとする。なお、信憑性確認(改ざん検知機能)は、「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト(CRYPTREC 暗号リスト)」(URL「<https://www.cryptrec.go.jp/list.html>」)に記載している技術を使用していること。また、受注者は監督職員に対し、工事着手前に、本工事での使用機器について提示するものとする。

なお、使用機器の事例を以下に示す。

【使用機器の事例】

デジタル工事写真の小黒板情報電子化対応ソフトウェア、(一社)施工管理ソフトウェア産業協会、<https://www.jcomsia.org/kokuban>。

※ここでは使用機器の事例を示したものであり、この使用機器の事例からの選定に限定するものではない

2. デジタル工事写真における小黒板情報の電子的記入

受注者は、同条1. の使用機器を用いてデジタル工事写真を撮影する場合は、被写体と小黒板情報を電子画像として同時に記録してもよい。小黒板情報の電子的記入を行う項目は、写真管理基準「2-2 撮影方法」による。

ただし、対象工事において、高温多湿、粉じん等の現場条件の影響により、対象機器の使用が困難な工種については、使用機器の利用を限定するものではない。

3. 小黒板情報の電子的記入の取扱い

本工事の工事写真の取扱いは、写真管理基準及びデジタル写真管理情報基準に準ずるが、同条2. に示す小黒板情報の電子的記入については、写真管理基準「2-5 写真編集等」及びデジタル写真管理情報基準「6.写真編集等」で規定されている写真編集には該当しない。

4. 小黒板情報の電子的記入を行った写真の納品

受注者は、同条2. に示す小黒板情報の電子的記入を行った写真(以下、「小黒板情報電子化写真」と称する。)を、工事完成時に監督職員へ納品するものとする。なお納品時に、受注者は URL(http://www.cals.jacic.or.jp/CIM/sharing/index_digital.html)のチェックシステム(信憑性チェックツール)又はチェックシステム(信憑性チェックツール)を搭載した写真管理ソフトウェアや工事写真ビューアソフトを用いて、小黒板情報電子化写真の信憑性確認を行い、その結果を併せて監督職員へ提出するものとする。なお、提出された信憑性確認の結果を、監督職員が確認することがある。

また、下記のチェックツールを使用して信憑性確認を行い、結果を出力したものでもよい。

【チェックツールの事例】

信憑性チェックツール(一社)施工管理ソフトウェア産業協会、<https://www.jcomsia.org/kokuban>。

※ここでは使用機器の事例を示したものであり、この使用機器の事例からの選定に限定するものではない

なお、デジタル工事写真の小黒板情報電子化を実施しない工事写真がある場合は、

工事契約後、監督職員の承諾を得ること。

第23条 現場環境改善(快適トイレの設置)

1. 内 容

受注者は快適トイレの設置について、監督職員と協議することとする。

快適トイレを設置する場合は、受注者は現場に以下の(1)～(11)の仕様を満たす快適トイレを設置することを原則とする。

(12)～(17)については、満たしていればより快適に使用出来ると思われる項目であり、必須ではない。

【快適トイレに求める機能】

- (1)洋式(洋風)便器
- (2)水洗及び簡易水洗機能(し尿処理装置付き含む)
- (3)臭い逆流防止機能
- (4)容易に開かない施錠機能
- (5)照明設備
- (6)衣類掛け等のフック、又は、荷物の置ける棚等(耐荷重を5kg 以上とする)

【付属品として備えるもの】

- (7)現場に男女がいる場合に男女別の明確な表示
- (8)周囲からトイレの入口が直接見えない工夫
- (9)サニタリーボックス(女性用トイレに必ず設置)
- (10)鏡と手洗器
- (11)便座除菌クリーナー等の衛生用品

【推奨する仕様、付属品】

- (12)室内寸法 900mm×900mm 以上(面積ではない)
- (13)擬音装置(機能を含む)
- (14)着替え台
- (15)臭気対策機能の多重化
- (16)室内温度の調整が可能な設備
- (17)小物置き場(トイレットペーパー予備置き場等)

2. 快適トイレに要する費用

快適トイレに要する費用については、当初は計上していない。

受注者は、上記1の内容を満たす快適トイレであることを示す書類を添付し、規格・基数等の詳細について監督職員と協議することとし、精算変更時において、見積書を提出するものとする。

【快適トイレに求める機能】(1)～(6)及び【付属品として備えるもの】(7)～(11)の費用については、従来品相当を差し引いた後、51,000 円/基・月を上限に設計変更の対象とする。

なお、設計変更数量の上限は、男女別で各1基ずつ2基/工事までとする。

また、運搬・設置費は共通仮設費(率)に含むものとし、2基/工事より多く設置する場合や積算上限額を超える費用については、監督職員と協議するものとする。

3. その他

快適トイレを設置しない場合は、監督職員と協議の上、本条項の対象外とする。

第24条 工事中の安全確保

1. 工事の施工にあたっては、関東地方整備局長が定める「重点的安全対策」について留意し、工事事故の防止を図らなければならない。

なお、令和7年度における重点的安全対策項目は以下の7項目である。

- I. 架空線等上空施設の損傷事故防止
 - II. 建設機械等の稼働に関連した人身事故防止
 - III. 資機材等の下敷きによる人身事故防止
 - IV. 足場・法面等からの墜落事故防止
 - V. 地下埋設物の損傷事故防止
 - VI. 第三者の負傷・第三者車両等に対する損害
 - VII. 事故防止
2. 受注者は、工事に従事する就業制限業務及び作業主任者を選任する業務における資格者のうち、資格取得後一定期間経過した資格者に対し、次に掲げる再教育の受講が推進されるよう努めるものとする。
 - ①労働安全衛生法第19条の2に基づく足場組立等作業主任者等に対する能力向上教育
 - ②労働安全衛生法第60条の2に基づく車両系建設機械運転従事者、移動式クレーン運転士、玉掛業務従事者等に対する危険有害業務従事者教育
 - ③厚生労働省通達に基づくドラグ・ショベル運転業務従事者等に対する危険再認識教育
 3. 工事の施工にあたっては、工事等の時期、工事等の方法の概要 及び 工事等を行なう場合における道路交通に対する措置について「道路工事保安施設設置基準(令和元年5月)」に基づき監督職員へ確認を行うものとする。
 4. 工事中看板、工事情報看板及び工事説明看板の記載内容及び設置箇所については、監督職員の承諾を得るものとする。

第25条 安全管理推進技術者等の認定

1. 概要

関東地方整備局(港湾・空港部・営繕部関係を除く)が発注した工事(以下、「直轄工事」という)において、無事故で完成させた技術者に対して、「安全管理推進技術者」(以下、「認定技術者」という)として認定する。

2. 認定条件

対象とする技術者は、以下の条件によって認定する。

・直轄工事において、無事故にて完成させた「安全管理担当者」として、施工期間中、全ての工事(準備工を除く)に従事した者。なお、「安全管理担当者」とは、施工体制上、受注者が配置する「統括安全衛生責任者」、「元方安全衛生管理者」、「ずい道等救護技術管理者」、「店社安全衛生管理者」、「工事現場責任者」として安全管理に従事した者で、現場代理人または、主任(監理)技術者が兼務した場合も認定するものとする。

・直轄工事にて、認定技術者として過去5回認定された者については、「優秀安全管理推進技術者」(以下、「優秀認定技術者」という)として認定する。

3. 認定技術者の認証

・認定技術者及び優秀認定技術者に認定された者については、「安全管理推進技術者認定ロゴマーク」(以下、「認定ロゴマーク」という)を「企業の名刺」、「ヘルメット貼付」等を使用(印刷、シール)することができる。

・紛失等による認定書の再発行は行わない。

・「認定ロゴマーク」については、当該地方整備局管内で行う直轄工事のみに使用でき、それに要する費用は、当該企業が負担するものとする。

4. 認定技術者の認証期間

認定技術者へ授与した認証については、その使用期間に制限を設けないものとする。

5. 不適切事項への措置による認証の取り扱い

認定技術者が関係する工事にて、粗雑工事等の発覚より、関東地方整備局から措置（指名停止、文書注意、口頭注意）を受けた場合であっても、過去の認証の取り消しは行わない。ただし、工事完成後、安全管理に関して不適切な事象が発覚した場合、または、不正による認定取得が確認された場合については、認定を取り消す。

第26条 建設機械の使用

受注者は、本工事において「建設工事に伴う騒音振動対策技術指針」（昭和62年3月30日建設省経機第58号）に基づき、低騒音型建設機械の使用原則を図られた場合は、「低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規程」に基づき指定された低騒音型建設機械を使用するものとする。

第27条 工事現場管理

受注者は、工事の施工にあたっては、次の事項を遵守するものとする。

1. 積載重量制限を超えて土砂等を積み込まず、また積み込ませないこと。
2. さし枠装着車、不表示車等に土砂等を積み込まず、また積み込ませないこと。
3. 過積載車輛、さし枠装着車、不表示車等から土砂等の引き渡しを受ける等過積載を助長することのないようにすること。
4. 取引関係のあるダンプカー事業者が過積載を行った場合、さし枠装着車、不表示車等を土砂等運搬に使用している場合は、早急に不正状態を解消する処置を講ずること。
5. 建設発生土の処理及び骨材の購入等にあたって、下請業者及び骨材納入業者の利益を不に害することのないようにすること。
6. 以上のことにつき、下請業者にも十分指導すること。

第28条 工期

1. 工期は、休日等を見込み、工事の始期から270日間とする。

なお、休日には、日曜日、祝日、年末年始及び夏期休暇の他、作業期間内の全ての土曜日を含んでいる。

工期には、施工に必要な実日数（実働日数）以外に以下の事項を見込んでいる。

①準備期間	30日
②後片付け期間	20日
③雨休率※	0.34

※屋内作業のため、天候等による作業不能日は見込んでいない。

2. 本工事は、受注者の円滑な工事施工体制の確保を図るため、事前に建設資材、労働者確保等の準備を行うことができる余裕期間を設定した工事であり、発注者が示した工事着手期限までの間で、受注者は工事の始期を任意に設定することができる。なお、受注者は契約を締結するまでの間に、別紙様式－11により、工事の始期を通知すること。

余裕期間内は、主任技術者又は監理技術者を配置することを要しない。また、現場に搬入しない資材等の準備を行うことができるが、資材の搬入、仮設物の設置等、工事の着手を行ってはならない。なお、余裕期間内に行う準備は受注者の責により行うものとする。

工期：工事の始期から270日間

（但し、令和8年4月1日（工事着手期限）までに工事を開始すること）

※契約締結後において、工事の始期の変更が生じた場合は、監督職員と協議の上、工期に係る契約を変更することにより、工事に着手することができるものとする。

なお、低入札価格調査等により、上記の工事着手期限以降に契約締結となった場合には、余裕期間を設定することはできず、工事着手期限から270日間で工事を完了させること。

第29条 施工場所

本工事の施工場所は以下のとおりとする。

栃木県宇都宮市平松町504 宇都宮国道事務所 外3箇所

なお、外3箇所の詳細については次のとおりである。

栃木県下野市川中子3329-77 国分寺出張所

栃木県小山市大字乙女1433-1 小山出張所

栃木県矢板市扇町2-4-23 矢板出張所

第30条 工事工程クリティカルパスの共有

受注者は、現場着手前(準備期間内)に設計図書等を踏まえた工事工程表(クリティカルパスを含む)を作成し、監督職員と共有すること。工程に影響する事項がある場合は、その事項の処理対応者(「発注者」又は「受注者」)を明確にすること。

施工中に工事工程表のクリティカルパスに変更が生じた場合は、適切に受発注者間で共有することとし、工程の変更理由が以下の①～⑤に示すような受注者の責によらない場合は、工期の延長が可能となる場合があるので協議すること。

- ① 受発注者間で協議した工事工程の条件に変更が生じた場合
- ② 著しい悪天候や気象状況より「天候等による作業不能日」が工程(官積算)で見込んでいる日数から著しく乖離し、かつ、作業を休止せざるを得なかった場合
- ③ 工事中止や工事一部中止により全体工程に影響が生じた場合
- ④ 資機材や労働需要の逼迫により、全体工程に影響が生じた場合
- ⑤ その他特別な事情により全体工程に影響が生じた場合

第31条 工事工程表の開示の試行工事

1. 本工事は、工期設定の根拠とした工事に必要な関係機関との調整、住民合意、用地確保、法定手続きなどの進捗状況を踏まえた工事工程表を開示するとともに、設計審査会等において工事工程クリティカルパスの共有や発注者が作成する工程と受注者が作成する工事工程の照合(クロスチェック)を行うことにより、適切な工期設定の取組を行う「工事工程表の開示の試行工事」である。
2. 工事契約後、設計審査会等において、「前条 工事工程クリティカルパスの共有」により作成した工事工程表を確認し、受注者・発注者間でクリティカルパスの共有を行うものとする。
3. 設計審査会等において、発注者が開示した工事工程表(別紙-4)との照合(クロスチェック)を実施し、必要に応じて工期延伸の判断について審査を行うなど、適正な工事工程の確保に努めるものとする。
4. 本試行に関するアンケート調査を実施する場合はこれに協力すること。

第32条 週休2日制適用工事

1. 本工事は、監督職員と受注者双方が工程調整を行うことにより、完全週休2日(土日)を達成するよう工事を実施する「現場閉所による週休2日制適用工事(受注者希望方

式)」の試行工事である。

受注者は、工事契約後、完全週休2日(土日)の取組を希望するか判断の上、発注者に協議するものとし、希望しない場合は月単位の週休2日に取り組むものとする。

2. 週休2日の考え方は下記のとおりである。

1) 週休2日

① 完全週休2日(土日)

対象期間内の全ての土日において、現場閉所を行ったと認められる状態をいう。

受注者の責によらず土日に施工を行わざるを得ない場合は、協議により、同一の週に土日に代わる現場閉所日(以下、「代替休日」という。)を設定することによって、土日に現場閉所を行ったとみなす。なお、週の定義は月曜日から日曜日までとする。

② 月単位の週休2日

対象期間内の全ての月において、現場閉所日数の割合(以下、「現場閉所率」という。)が、28.5%(8日/28日)以上となる現場閉所を行ったと認められる状態をいう。

なお、降雨、降雪等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。また、天候等による作業環境が厳しい時期を避けることを目的に、1年単位の変形労働時間制を適用し休日を振り替えた場合には、振替後の日を予定どおり閉所した場合に振替前の日を現場閉所を行ったものとみなす。対象期間において、4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。

2) 対象期間

工事着手日から工事完成日までの期間をいう。なお、年末年始休暇6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間(受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など)は含まない。

また、工事着手後、受注者の責によらず週休2日の実施が困難な期間が生じる場合は、受発注者間で協議して週休2日の対象外とする作業と期間を決定するとともに、変更契約時の設計図書に対象外とする作業と期間を明示する。ただし、対象外とする期間は災害対応等のやむを得ない期間に限定すること。

3) 現場閉所

巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業を含めて1日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。

3. 現場閉所を行うときは、監督職員へ事前に連絡すること。ただし、以下に該当する場合は、連絡は不要である。

① 施工計画書に記載した法定休日・所定休日の場合

② 週間工程会議等により監督職員が事前に把握している場合

③ 官公庁の休日の場合

完全週休2日(土日)の実施にあたり、受注者の責に寄らず土日に施工を行わざるを得ない場合は、協議により、同一の週に代替休日を設定すること。なお、夜間工事の場合は作業に着手した日を作業日とみなす。

また、天候等による作業環境が厳しい時期を避けることを目的に、1年単位の変形労働時間制を適用し休日を振り替える場合には、振替前後の日にちが把握出来るよう施工計画書に記載しておくこと。

4. 監督職員は、受注者の月毎の現場閉所率の状況を適宜確認するものとし、受注者側の週休2日の取組状況が十分でない場合は、受発注者双方において要因を分析し、週休2日が確保できるよう改善に取り組むものとする。
5. 工事完了後、週休2日の取得結果が確認できる「取得報告書」を作成し、監督職員に提出するものとする。
6. アンケート調査を実施する場合はこれに協力すること。
7. 明らかに受注者側に月単位の週休2日に取り組む姿勢が見られなかった場合については、内容に応じて、工事成績評定から点数を減ずる措置を行うものとする。
8. 週休2日に掛かる費用については、当初予定価格から完全週休2日(土日)を達成した場合の補正係数を労務費、市場単価、土木工事標準単価、共通仮設費率、現場管理費率に乗じているが、現場閉所の達成状況を確認後、完全週休2日(土日)が未達成の場合は、月単位の週休2日の補正係数に変更する。月単位の週休2日が未達成の場合は、補正係数を除して変更する。
完全週休2日(土日)の取組を希望しない場合は、月単位の週休2日の補正係数に変更する。また、現場閉所の達成状況を確認後、月単位の週休2日が未達成の場合は、補正係数を除して変更する。

第33条 悪天候等により工期変更が必要となる場合の協議を簡素化する試行

1. 受注者は、著しい悪天候により作業不稼働日が多く発生し、工期内に工事を完成することが困難な場合はその理由を明示した書面により、発注者に工期の延長変更を請求することができる。

著しい悪天候とは、当該工事の工期月の雨休率が、直近5カ年における工期月の雨休率の平均値を超える場合をいう。

工期月とは、工事着手日から工事完成予定日までの期間のうちの、工期の延長変更請求時までにかかる月(ただし、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間は除く)をいう。

なお、本工事の降雨降雪日は、宇都宮地方気象台(気象庁のデータ)における1日の降雨・降雪量雨が10mm以上/日の日を想定している。

2. アンケート調査を行う場合は、これに協力すること。

第34条 個人情報の取扱いについて

(基本的事項)

受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の保護に関する法律(平成15年5月30日法律第57号)第66条第2項第1号の規定に基づき、個人情報の漏えい、滅失、改ざん又はき損の防止その他の個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない

(秘密の保持)

受注者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(取得の制限)

受注者は、この契約による事務を処理するために個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。また、当該利用目的の達成に必要な範囲内で、適正かつ公正な手段で個人情報を取得しなければならない。

(利用及び提供の制限)

受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するための利用目的以外の目的のために個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。
(複写等の禁止)

受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するために発注者から提供を受けた個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

(再委託の禁止)

受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するための個人情報については自ら取り扱うものとし、第三者にその取り扱いを伴う事務を再委託してはならない。なお、発注者の指示又は承諾により第三者に個人情報の取り扱いを伴う事務を再委託する場合(二以上の段階にわたる委託を含む。)には、受注者は当該第三者に対して、個人情報の保護に関する法律(平成15年5月30日法律第57号)第66条第2項第4号に基づく個人情報の漏えい、滅失、改ざん又はき損の防止その他の個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じさせなければならない。

(事案発生時における報告)

受注者は、個人情報の漏えい等の事案が発生し、又は発生するおそれがあることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、発注者の指示に従うものとする。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(資料等の返却等)

受注者は、この契約による事務を処理するために発注者から貸与され、又は受注者が収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、この契約の終了後又は解除後速やかに発注者に返却し、又は引き渡さなければならない。ただし、発注者が、廃棄又は消去など別の方法を指示したときは、当該指示に従うものとする。なお、発注者の指示又は承諾により個人情報が記録された資料等を複写等した場合には、確実にそれらを廃棄又は消去するとともに、証明書(別紙-5)を発注者に提出しなければならない。

2 前項の規定は、発注者の指示又は承諾により第三者に個人情報の取り扱いを伴う事務を再委託する場合(二以上の段階にわたる委託を含む。)において準用する。

(管理の確認等)

発注者は、受注者における個人情報の管理の状況について適時確認することができる。また、発注者は必要と認めるときは、受注者に対し個人情報の取り扱い状況について報告を求め、又は検査することができる。

(管理体制の整備)

受注者は、この契約による事務に係る個人情報の管理に関する責任者を特定するなど管理体制を定めなければならない。

(従事者への周知)

受注者は、従事者に対し、在職中及び退職後においてもこの契約による事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならないことなど、個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。

第35条 施工時期及び施工時間の変更

1. 本工事の作業区分は、下記によるものとする。

作業区分	施工区分	標準作業時間
昼間作業	すべての工事	8:30～17:15

※各々の標準作業時間には、日々の作業準備、後片付け、KY等安全活動なども含まれる。

上記については、積算上の条件明示であり、作業時間を指定するものではない。

ただし、上記区分に変更を要する場合は監督職員と協議するものとする。

2. 本工事は、働き方改革、熱中症予防の一環として、猛暑期間(7～8月頃)において現場施工を回避(休工や施工時間帯の変更)することについて、監督職員と協議を行うことができる。

なお、現場施工の回避に伴う工期延期については、詳細な工事スケジュールを作成し、必要に応じて設計変更の対象とする。

第36条 他工事との調整

1. 下記工事の請負業者とは、現場が連続し施工が輻輳することから、施工手順・工程については十分な打ち合わせを行い、工事の円滑な進捗に努めるものとする。
2. 本工事との調整工事は以下のとおりとする。

工事名	施工範囲	工期(予定)
R7宇都宮国道事務所庁舎 建築改修その他工事	内装(天井)改修、照明改修 (宇都宮国道事務所)	令和8年4月～令和8年11月

第37条 新技術の活用「新技術の定義」

1. 本工事は、新技術活用の促進を図ることを目的とした、新技術活用工事である。

2. 新技術の定義

新技術活用の原則化における新技術の定義は以下による。

- ①技術の成立性が技術を開発した民間事業者等により実験等の方法で確認されている技術
- ②公共工事等において実用段階に達している技術
- ③当該技術の適用範囲において従来技術に比べて活用の効果が同程度以上の技術又は同程度以上と見込まれる技術
- ④実用段階に達していない技術又は要素技術など研究開発段階にある技術であって国により導入促進を図る技術

3. 対象とする新技術

新技術活用の原則義務化の対象とする新技術は以下のとおりとする。

- 1) 新技術情報提供システム(NETIS)登録技術

URL <http://www.netis.mlit.go.jp>

- 2) NETIS のテーマ設定型の技術比較表に掲載されている技術

- 3) 新技術導入促進(Ⅱ)型により活用する技術

- 4) 新技術のニーズ・シーズマッチングにより現場実証し、従来技術と同等以上と確認できた技術

対象とする技術は、NETIS「マッチング」に掲載された技術のうち、「標準化推進技術」「普及促進技術」のいずれかに該当するものとする。

なお、NETIS 掲載期間終了技術は対象外とする。

第38条 新技術の活用(施工者選定型)

1. 本工事は、施工者が原則1技術以上の新技術を選択したうえで活用を図る新技術活用工事である。
2. 本工事において、第37条 新技術の活用「新技術の定義」3. 対象とする新技術に示す 1)～4)の技術が選定されていない場合、受注者は施工に先立ち、当該工事内容に

について十分把握の上、新技術を原則一つ以上選定し、監督職員の承諾を得た上で活用するものとし、活用する新技術の名称及び内容等を施工計画書に記載するものとする。活用する新技術がNETIS 登録技術の場合は新技術活用計画書も提出するものとする。

3. 受注者は、選定した新技術が第37条 新技術の活用「新技術の定義」3. 対象とする新技術に示す 1)～4)のいずれの新技術であるか確認できるよう、施工計画書に記載する。
4. 当該技術については、設計図書等で定められた事項に係る部分でない場合は、設計変更の対象としない。
5. 受注者は、試行現場照会中の技術を活用する場合において当該技術の施工にあたりNETIS 申請者が実施する「試行調査」に協力するものとする。なお、試行調査に係る費用はNETIS 申請者が負担する。
6. 試行現場照会中の技術を活用する場合、当該工事の実施箇所において標準的に使用される技術の施工費相当額を超える費用については、試行調査に係る費用とみなし、NETIS 申請者の負担とする。
7. 受注者は、活用する新技術が情報種別記号「－VE」以外の NETIS 登録技術の場合は、当該技術の施工にあたり「活用効果調査」を行うものとする。「活用効果調査」は、「新技術情報提供システム(NETIS)」より作成し、監督職員に提出するものとする。
8. 受注者は、本工事によって知り得た当該技術に係わる情報は、監督職員の許可なく公表してはならない。

第39条 契約後VE方式

1. 定義

「VE提案」とは、契約書第19条の2の規定に基づき、設計図書に定める工事の目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金額を低減することを可能とする工事材料、施工方法等に係る設計図書の変更について、受注者が発注者に行う提案である。

2. VE提案の意義及び範囲

- 1) 受注者がVE提案を行う範囲は、設計図書に定められている内容のものとする。
- 2) 以下の提案は、VE提案の範囲に含まれないものとする。
 - (1) 施工方法等を除く工期の延長等の施工条件の変更を伴う提案。
 - (2) 契約書第18条に規定された条件変更等に該当する事実との関係が認められる提案。
 - (3) 提案の実施に当たり、関係機関協議等、第三者との調整等を要する提案。

3. VE提案書の提出

- 1) 受注者は、前項のVE提案を行う場合は、次に掲げる事項をVE提案書(別紙様式－1～4)に記載し、発注者に提出しなければならない。
 - (1) 設計図書に定める内容とVE提案の内容の対比及び提案理由
 - (2) VE提案の実施方法に関する事項(当該提案に係る施工上の条件等を含む)
 - (3) VE提案が採用された場合の工事代金額の概算低減額及び算出根拠
 - (4) 発注者が別途発注する関連工事との関係
 - (5) 工業所有権等の排他的権利を含むVE提案である場合、その取扱いに関する事項。
 - (6) その他VE提案が採用された場合に留意すべき事項。
- 2) 発注者は、提出されたVE提案書に関する追加的資料、図書その他の書類を受注者に求めることができる。

- 3) 受注者は、前項のVE提案を契約の締結日より、当該VE提案に係る部分の施工に着手する35日前までに発注者に提出できるものとする。
- 4) VE提案の提出費用は、受注者の負担とする。
4. VE提案の審査
- 提出されたVE提案は、施工の確実性、安全性が確保され、かつ設計図書に定める工事の目的物と比較し、機能、性能等が同等以上で経済性が優位であると判断されるものについては、VE提案として採用することを原則として審査を行い、当該提案の採否を決定するものとする。
5. VE提案の採否等
- VE提案の採否について、原則として、VE提案の受領後14日以内に書面(別紙様式ー5)により通知するものとする。ただし、受注者の同意を得た上でこの期間を延長することができるものとする。また、VE提案を採用しなかった場合には、その理由を付して通知するものとする。
6. VE提案を採用した場合の設計変更
- 1) VE提案を採用した場合において、必要があるときは、発注者は設計図書の変更を行わなければならない。
- 2) 前項の規定により設計図書の変更が行われた場合において、発注者は、必要があるときは請負代金額を変更しなければならない。
- 3) 前項の変更を行う場合においては、VE提案により請負代金額が低減すると見込まれる額の10分の5に相当する金額(以下「VE管理費」という。)を削減しないものとする。
- 4) VE提案を採用した後、契約書第18条の条件変更が生じた場合、発注者がVE提案に対する変更案を求めた場合、受注者はこれに応じるものとする。なお、VE管理費については、原則として変更しないものとする。
7. VE提案の活用と保護
- 評価の結果、当該VE提案内容の活用が効果的であると認められた場合は、他の工事においても積極的に活用を図るものとする。その場合、工業所有権等の排他的権利を有する提案については、当該権利の保護に留意するものとする。
8. 責任の所在
- 発注者がVE提案等を採用し、設計図書の変更を行った場合においても、VE提案を行った受注者の責任が否定されるものではない。

第40条 生産性向上チャレンジ工事

1. 試行の実施
- 本工事は、受注者の発案による施工手順の工夫等の創意工夫による生産性向上の取組みを推進する「生産性向上チャレンジ」の試行対象工事である。
2. 試行の内容
- 工事契約後、受注者は、当該工事において、省人化等の生産性向上に資する取組みを実施することができる。
- 本取組みを実施する場合は、施工計画書に「生産性向上チャレンジ工事」の項目を設け、①取組内容、②期待される効果等を明記するものとし、完成検査までに実施内容及び効果を報告するものとする。また、期待される効果等について、人員削減や作業時間削減等の定量的な効果を記載できる場合は記載することとする。
- なお、「技術提案で提案済みの内容」及び「特記仕様書第37条 新技術活用「新技術の定義」」において採用した取組については本試行の対象外とする。
3. 工事成績評価

施工計画書で位置づけられた「生産性向上チャレンジ工事」の取組の履行が確認できた場合は加点を行うこととする。

4. 本試行に係る費用については、原則、受注者負担によるものとする。

第41条 直轄土木工事における賃金・労働時間等の実態調査(試行)(受注者希望方式)

1. 本工事は、受注者の協力の下、賃金・労働時間・労務費(以下「賃金・労働時間等」という。)の実態を調査する試行工事である。
2. 受注者は、契約締結後、賃金・労働時間等の実態調査に協力する意向がある場合には、実態調査に協力する工種・種別・細別(以下、「工種等」という。)を発注者へ報告するものとする。
3. 発注者は、実態調査に協力する工種等の報告を受けた工種等より調査対象を選定するとともに、調査対象工種等の施工が完了した後、受注者は、別途監督職員より通知される実態調査要領に基づき資料を提出するものとする。
4. 発注者は、提出された資料をもとに賃金、労働時間等の実施率・達成率を算出後、積算上の作業時間を示した資料を提出するとともに、賃金、労働時間等の実施率・達成率を工事完成検査後に受注者、下請業者(注文者)、下請業者(使用者)に通知するものとする。

第42条 総価契約単価合意方式について

1. 本工事は、請負代金額の変更があった場合における変更金額や部分払金額の算定を行う際に用いる単価等をあらかじめ協議し、合意しておくことにより、設計変更や部分払に伴う協議の円滑化に資することを目的として実施する総価契約単価合意方式の対象工事である。
2. 共通仕様書第3編3-1-1-1第2項、第6項及び第7項に係る規定は適用しないものとする。
受注者は、契約書第3条第1項の規定に基づき請負代金内訳書(以下「内訳書」という。)を発注者に提出した後に、当該工事の工事費構成書の提示を求めることができるものとする。
3. 発注者・受注者間で作成の上合意した単価合意書は、公表するものとする。

第43条 世界的な半導体不足の影響による適切な工期の確保

本工事に使用する電気通信機器について、不測の事態等による入手時期の遅延に伴い工期変更の必要が生じる場合には分任支出負担行為担当官と協議することができる。

第44条 撤去品等の処理

1. 既設設備の撤去品については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の関係法令により適切に処理するものとする。
2. 産業廃棄物としての処理は「産業廃棄物管理表(マニフェスト)」により適正に管理するものとし、受注者の責において管理表を交付するものとする。また、その写しを監督職員に提示すること。
3. 撤去品の産廃処理及び輸送に係る費用については、当初は計上していないが、協議により変更設計の対象とする。

第45条 現場技術員

本工事は、現場技術員の配置対象工事であり、現場技術業務を建設コンサルタント等に委託する予定としている。

第46条 施工体制調査員

本工事は、現場における施工体制の点検補助を建設コンサルタント等に委託する予定としている。

また、本工事の施工体制の点検を担当する施工体制調査員の氏名は、別途監督職員より通知する。

なお、施工体制調査員は、工事の情報共有システム(ASP)により電子書類を閲覧し、点検を行うため、施工体制調査員を情報共有システム(ASP)のユーザーに登録するものとする。(「閲覧のみ可能」で登録)

第47条 施工体制の点検

1. 受注者は「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」(平成 12 年法律 第 127 号 最終改正令和3年9月1日)第15条3により発注者から施工体制について点検を求められたときは、これを受けることを拒んではならない。
2. 施工体制の点検員は当該工事の監督職員、施工体制調査員及び発注担当事務所の職員である。
3. 施工体制調査員は、業務証明書を携帯し、胸に委託業務名、委託先、業務職(施工体制調査員)、氏名、顔写真の入った名札を着用している。
4. 当該工事の監督職員及び発注担当事務所の職員は、所属、氏名、顔写真の入った名札を着用している。
5. 施工体制調査員は、施工体制の点検を行う者で、指示等の権限は有しない。
6. 施工体制調査員は、電子書類の点検を工事の情報共有システム(ASP)により「閲覧」し、点検する。
7. 施工体制調査員は、第1回目の現地点検は現地で点検するが、以降の点検は、映像により点検が可能な項目は、必要に応じ、工事の受注者が導入しているWEB会議や遠隔臨場システムを活用し、点検することを可能とする。

ただし、立会や打合せ等においてWEB会議や遠隔臨場システムを導入していない工事や現地で点検を希望する工事は、従来通り、現地で点検する。

第48条 段階確認

受注者は、下記工種の施工段階においては、段階確認を受けなければならない。この際、受注者は、種別、細別、確認の予定時期を監督職員に書面により報告しなければならない。ただし、段階確認の実施時期及び実施箇所は監督職員が定めるものとする。

種別	細別	施工段階(確認時期)
機器製作	機器製作に関する仕様書・設計図書の作成	機器製作仕様書・機器製作設計図書の提出時
機器製作	工場内での機器製作	機器製作後の工場内試験成績書提出時
各種情報設備工	設置位置	設置位置墨だし時

第49条 工事完成図書の納品

1. 本工事は電子納品対象工事とする。電子納品とは、「調査、設計、工事などの各業務段階の最終成果を電子成果品として納品すること」をいう。ここでいう電子成果品とは、「工事完成図書の電子納品等要領(令和 5 年 3 月):(以下「要領」という。)」に基づいて作成した電子データを指す。

「要領」で特に記載がない項目については、原則として電子データを提出する義務はないが、「要領」の解釈に疑義がある場合は監督職員と協議の上、電子化の是非を決定する。

なお、電子納品の運用にあたっては、「電子納品等運用ガイドライン【土木工事編】（令和6年3月）」を参考とするものとする。

2. 本工事は「オンライン電子納品実施要領」に基づき、オンライン電子納品を行うものとする。

オンライン電子納品は、発注者が用意した電子納品保管管理サーバへのオンラインによる納品を原則とする。

なお、オンラインによる納品が実施できない場合は、監督職員と協議の上、電子媒体に格納して納品するものとする。

3. 成果品の提出の際には、電子納品チェックシステムによるチェックを行い、エラーがないことを確認した後、ウィルス対策を実施したうえで提出すること。

第50条 書類限定検査

1. 本工事は、検査に必要な書類を限定し、監督職員と技術検査官の重複確認廃止の徹底及び受注者における説明用資料等の書類削減により効率化を図る「書類限定検査」の対象工事である。
2. 書類限定検査とは、検査時に下記の10書類に限定して資料検査を行うものとする。

①施工計画書	⑥出来形管理図表
②施工体制台帳(下請引取検査書類を含む。)	⑦品質管理図表
③工事打合せ簿(協議)	⑧品質規格証明資料
④工事打合せ簿(提出)	⑨品質証明書
⑤工事打合せ簿(承諾)	⑩工事写真

なお、以下の工事については対象外とする。

- ・低入札価格調査対象工事
- ・監督体制強化工事
- ・施工中、監督職員より文書等により改善指示が発出された工事

3. 実施状況や改善点等を把握するためのアンケートに協力する。

第51条 ウィルス対策

受注者は、電子納品時のみならず、監督職員に工事に関する事項について電子データを提出する際には、ウィルス対策を実施した上で提出しなければならない。

また、ウィルスチェックソフトは常に最新データに更新(アップデート)しなければならない。

第2章 機器及び材料

第52条 機器の確認

下記の機器の使用にあたっては、その外観及び品質証明書等を照合した資料を事前に監督職員に提出し、確認を受けなければならない。

区分	確認機器名	適用
	すべての機器	

第53条 機器仕様

本工事で使用する機器の仕様については、国土交通省IP伝送装置仕様書（令和6年3月）（<https://www.mlit.go.jp/tec/it/denki/kikisiyou.html> を参照）によるほか次のとおりとする。

- 1) L3-SW および L2-SW の電源部は、「AC100V 二重化」とする。
- 2) 無線 LAN アクセスポイントの電源部は、最大電力を満たすパワーインジェクターによる給電とする。

第54条 システム・インテグレーション

本工事におけるシステム・インテグレーション（SI）の対象装置数及び機能種別の作業対象数については、別紙－6によるものとする。

第3章 一般施工

第55条 一般施工

1. 調整に当たっては、熟練した技術者等により機器本来の性能を十分に発揮できるように入念に行わなければならない。
2. 上記技術者等は、工場又は事業所等から派遣するものとする。

第56条 無線LANアクセスポイント設置

1. 無線LANアクセスポイントの設置にあたり、事前に設置位置の目視確認、現状の電波の測定及びアクセスポイント仮設置等による測定を実施し、電波到達範囲を報告するものとする。

第57条 貸与資料

貸与資料は以下のとおりとする。

- ・宇都宮国道事務所 IPアドレス表
- ・ネットワーク物理構成図
- ・ネットワーク論理構成図

第58条 構成管理情報等の取扱

1. 受注者は、発注者より貸与された IP アドレス等の構成管理情報に係る関係資料について、その必要が無くなった場合は、直ちに監督職員に返却すること。
2. 本工事により IP アドレス等の構成管理情報に係る関係資料に追加・修正が必要となった場合は、追加・修正した同情報に係る関係資料を監督職員に提出しなければならない。
3. 受注者は、工事完成時までに、本工事により知り得た IP アドレス等の構成管理情報（追加・修正した同情報に係る関係資料を含む）を全て消去するとともに、それを実施した旨を書面により監督職員に提出しなければならない。

第59条 電気通信施設 DB(ETA システム登録用)データの作成

本工事は、電気通信施設DBデータ作成の対象工事である。以下に示すとおりデータを作成し、本工事完成時までに電子媒体により監督職員に1部提出するものとする。

なお、データ作成に必要となる「電気通信施設DB(ETAシステム登録用)データ作成要領(案)(受注者用)」及び施設台帳(記入様式)は、契約締結後に受注者に配付するものとする。

1. 提出データ
 - (1)施設情報(記入様式)
 - (2)写真(全体、銘板、設置状況等、各装置3枚程度)
2. 提出方法

データは、提出前にウイルスチェックを行うものとし、任意のウイルス対策ソフトで、ウイルスパターンが最新化されたものを使用する。

電子媒体には、「使用したウイルス対策ソフト名」「ウイルス定義年月日またはパターンファイル名」「チェック年月日(西暦表示)」を明記するものとする。

第60条 震災対策

1. 地震発生等の天災に備えて、あらかじめその対応策を定めておくものとする。
2. 地震注意情報等が発令された場合は、直ちに工事を中断し、その情報に応じた適切な保全措置等を講ずるものとする。

第61条 地震発生後の建設現場の点検について

地震発生後の建設工事現場の点検実施及び報告時期については、以下によることとする。

1. 気象庁地震計で震度4の地震が発生した場合。
 - イ)現場稼働日(開庁日)の夜間に発生した場合には、翌現場稼働日(開庁日)の始業時に点検。異常があった場合は直ちに監督職員に報告。異常が無い場合は、開庁日に速やかに監督職員へ報告
 - ロ)現場休工日(閉庁日)に発生した場合には、翌現場稼働日(開庁日)の始業時に点検。異常があった場合は直ちに監督職員に報告。異常が無い場合は、開庁日に速やかに監督職員へ報告。

※開庁日に現場が休工であった場合は開庁日を優先して判断し建設工事現場の点検を行うこと。
2. 気象庁地震計で震度5弱以上の地震が発生した場合

夜間・現場休工日(休祭日)に関わらず直ちに点検。点検結果については、速やかに監督職員へ報告。

第62条 工事現場における説明性の向上

受注者は、事業名、事業の内容・効果、工事名、工事内容、連絡先を記した工事説明書を作成し、近隣住民等から事業内容等の説明を求められた場合は、工事の安全確保に支障のない範囲において、当該工事説明書を配布する等、工事現場の説明性の向上を図るものとする。

また、受注者は、工事現場作業員に対し、工事内容及び事業目的・効果を周知するものとする。

明示項目及び明示事項

明示項目	明示事項	記載条項
工程関係	■ 施工時期、施工時間及び施工方法が制限される場合は、制限される施工内容、施工時期、施工時間及び施工方法。 ■ 余裕工期を設定して発注する工事については、工事の着手時期。 ■ 設計工程上見込んでいる休日日数等作業不能日数。	第 3 5 条 第 3 6 条 第 2 8 条 第 2 8 条
公害関係	■ 工事に伴う公害防止（騒音、振動、粉塵、排出ガス等）のため、施工方法、建設機械・設備、作業時間等を指定する必要がある場合は、その内容。	第 2 6 条

別紙－2(完成図書用)

設備の製作に係る設計管理、工程管理、検査・試験に関する体制
(工事名:○○○○工事)

会社名:○○○(株)

項 目	記載する内容
設計管理	設計管理担当部署(自社) 所在地:○○県○○市○○町 名 称:○○○○○○○ 電話番号:00-0000-0000
	設計管理担当部署 (委託先) 所在地:○○県○○市○○町 名 称:○○○○○○○ 電話番号:00-0000-0000
工程管理	工程管理担当部署(自社) 所在地:○○県○○市○○町 名 称:○○○○○○○ 電話番号:00-0000-0000
	工程管理担当部署 (委託先) 所在地:○○県○○市○○町 名 称:○○○○○○○ 電話番号:00-0000-0000
検査・試験	検査・試験担当部署(自社) 所在地:○○県○○市○○町 名 称:○○○○○○○ 電話番号:00-0000-0000
	検査・試験担当部署 (委託先) 所在地:○○県○○市○○町 名 称:○○○○○○○ 電話番号:00-0000-0000
製作場所	製作工場又は製作部署 (自社) 所在地:○○県○○市○○町 名 称:○○○○○○○ 電話番号:00-0000-0000
	製作工場又は製作部署 (委託先) 所在地:○○県○○市○○町 名 称:○○○○○○○ 電話番号:00-0000-0000

- ※ 主たる設備について記載すること。(主たる設備とは、入札説明書の競争参加資格(4)の同種工事の設備で本工事に該当する設備を言う)
- ※ 各体制については自社の担当部署及びその所在地(詳細な住所)、電話番号を記載すること。
- ※ 製作を他社に委託した場合は、各体制について自社及び委託先の担当部署及びその所在地、電話番号を記載すること。
- ※ 委託先は国内に拠点を有することとし、日本語で対応でき、迅速な体制が確保できなければならない。また、提出後に各体制を変更することは特段の理由がない限り認めない。

別紙－3(完成図書用)

本工事における障害時の支援体制、保守部品の供給体制並びに
発注者からの技術的内容についての問い合わせ対応体制
(工事名:〇〇〇〇工事)

会社名:〇〇〇(株)

項 目		記載する内容
障害時の 支援体制	障害時の支援担当部署 (自社)	住 所:〇〇県〇〇市〇〇町 名 称:〇〇〇〇〇〇 電話番号:00-0000-0000
	障害時の支援担当部署 (委託先)	住 所:〇〇県〇〇市〇〇町 名 称:〇〇〇〇〇〇 電話番号:00-0000-0000
	24時間連絡体制の有無	有り・無し
保守部品の 供給体制	保守部品の供給担当部署 (自社)	住 所:〇〇県〇〇市〇〇町 名 称:〇〇〇〇〇〇 電話番号:00-0000-0000
	保守部品の供給担当部署 (委託先)	住 所:〇〇県〇〇市〇〇町 名 称:〇〇〇〇〇〇 電話番号:00-0000-0000
	保守部品の保管場所 (自社)	住 所:〇〇県〇〇市〇〇町 名 称:〇〇〇〇〇〇 電話番号:00-0000-0000
	保守部品の保管場所 (委託先)	住 所:〇〇県〇〇市〇〇町 名 称:〇〇〇〇〇〇 電話番号:00-0000-0000
技術的内容 の問い合 わせ対応体制	技術的内容の問い合わせ 担当部署 (自社)	住 所:〇〇県〇〇市〇〇町 名 称:〇〇〇〇〇〇 電話番号:00-0000-0000
	技術的内容の問い合わせ 担当部署 (委託先)	住 所:〇〇県〇〇市〇〇町 名 称:〇〇〇〇〇〇 電話番号:00-0000-0000

- ※ 各体制は自社の担当部署及び所在地(詳細な住所)、電話番号を記載すること。
- ※ 各体制について他社に委託した場合は、委託先について記載すること。
- ※ 委託先は国内に拠点を有することとし、日本語で対応でき、迅速な体制が確保できなければならない。また、提出後にその所在地を変更することは特段の理由がないかぎり認めない。

概略工事工程表
工事名: R7宇都宮国道管内ネットワーク設備設置工事

別紙ー4

工 種		単位	数量		1	30	60	90	120	150	180	210	240	270	備考
準備・調査		式	1												・30日間
機器製作		式	1												・180日間
システム・インテグレーション		式	1												(1pt)
配線		式	1												(1pt)
機器設置・撤去		式	1												(1pt)
後片付け		式	1												・20日間
制 約 条 件	お盆、GW		-												4月下旬～5月上旬、8月中旬
	R7宇都宮国道事務所庁舎建築改修その他工事(内装(天井)改修・照明改修)		-												4月～11月
			-												

《余裕期間制度(任意着手方式)の活用について》
本工事は、受注者の円滑な工事施行体制の確保を図るため、事前に建築資材、労働者確保等の準備を行うことができる余裕期間を設定した工事であり、受注者は工事の開始日を余裕期間内で設定することができます。
なお、工事の始期までの余裕期間は、監理技術者等の配置が不要となります。
工期: 工事の始期から270日間(但し、令和8年4月1日までに工事を開始すること。)
《関係機関協議》
工事着手にあたっての関係機関協議について、施工計画書を基とした協議資料作成は受注者が行い、協議は発注者が主体となって実施します。

証明書

工事（業務）名：_____

受注業者：_____

証 明 者：_____ 印

個人情報記録された資料等について、廃棄又は消去したことを証明します。

（※証明者について

工事については、「現場代理人」又は「主任（監理）技術者」が行うものとする。

業務については、「管理技術者」が行うものとする。)

別紙ー6 システムインテグレーション 数量表

単位: (台)

作業区分・機能種別 対象装置		対象装置数※			機能種別の作業対象数※														
		新設	更新	設定 変更	ルータ・ スイッチ・ ネットワーク 機器台数 追加1	ルータ・ スイッチ・ ネットワーク 機器台数 減2	VLAN	VRRP / P / V / SLA / SAG / 等 /	マルチ キャスト	QoSの制 御	セキュリティの 設定1 (ファイリング)	セ キュ リ テ ィ ス の 換 定 2	回 線 設 計	(60 端 台 設 計 満)	(60 端 台 以 上)				
ネットワーク伝送装置 (SDN方式) 無線LAN設備 統合型IP電話交換設備	01 大型L3SW / ルータ(シャーン型)																		
	02 WDM / RPR / MPE(光 / マイクロ)																		
	03 小型L3SW / ルータ(ボックス型)		1	2	1		3												
	04 L2SW		4	4			4	4											
	05 マルチキャストFW / ユニキャストFW																		
	06 OpenFlowスイッチ																		
	07 OpenFlowコントローラ																		
	08 無線IP交換装置																		
	09 無線LANアクセスポイント(本体)	3	3				3	3											
	10 無線LANアクセスポイント(無線LANコントローラ)																		
	11 SIPサーバ(呼制御部)																		
	12 SIPサーバ(SIP-SIPゲートウェイ)																		
	13 VoIPゲートウェイ(私設線)																		
	14 VoIPゲートウェイ(公衆網)																		
	15 無線LAN端末																		
	16 PCソフトフォン																		
	17 固定IP電話機タイプ1(単機能モデル)																		
	18 固定IP電話機タイプ2(多機能モデル)																		

※ 対象装置数と機能種別の作業対象数は必ずしも一致しない。
※※ 同一場所、同時作業の2台目以降については、0.7とする。

別紙様式－０－１

【低価格理由とその詳細】

番号	低価格理由	低 価 格 理 由 の 詳 細 内 容
①	資材費の低減	生石灰、セメント系固化材を材料納入品協力会社から7%引きで購入。コンクリート2次製品は19%引きで購入。生コンクリートはグループ会社から20%引きで購入
②		
③	機械経費の低減	自社保有の建設機械車両(全100台)を使用。ダンプトラック運搬はグループ会社を中心に使用し運賃を削減。
④		
⑤	作業効率の向上	現場経験豊富な熟練したオペレータによるロスの少ない重機作業。仕上がり精度の高い法面整形。補助労務を必要としない程丁寧な仕上がりの床堀作業。
⑥	下請業者の協力	施工協力会社に植生基材吹付工を外注し、設計想定より10%引きとする。
⑦	経費の低減	冬期間においても会社から現場まで45分程度で到着する。
⑧	現場管理費の低減	パソコン、デジカメ、プリンタ、仮設資材等を所有している。
⑨	安全資機材の低減	安全標識類を所有している。
⑩	本支店経費の低減	役員報酬、事務員給料を未計上。
⑪		
⑫	受注実績の取得	国交省発注工事の受注実績の取得
⑬		
⑭	その他	作業員の雇用確保、重機械の稼働率向上

別紙様式－０－２

【比較表－１】

積算内訳書の比較表

記 入 要 領	1) 見積り等積算根拠を示すものがあれば添付する。 2) 数量総括表に対応する内訳書にしてください。 3) 入札時の元請(当初予定)欄は、入札時に事情聴取した結果と照合確認して下さい。 4) 工事完成時の元請(完成時実績)、官積算(最終)欄は、それぞれ調査票の直接工事費、共通仮設費、現場管理費、一般管理費等および工事価格と合致するか確認して下さい。 5) ※印の官積算欄(予定価格および最終共)は、発注者が記入する欄なので請負者は記入しないで下さい。											
工 事 名	〇〇道路改良工事											
工事区分・工種・ 種別	単位	入 札 時					工 事 完 成 時					備 考
		官積算(予定価格)※		元請(当初予定)		元請/ 官積 (%)	元請(完成時実績)		官積算(最終)※		元請/ 官積 (%)	
		数量	金額	数量	金額		数量	金額	数量	金額		
道路土工	式	1		1			1		1			
地盤改良工	式	1		1			1		1			
法面工	式	1		1			1		1			
カルバート工	式	1		1			1		1			
排水構造物工	式	1		1			1		1			
構造物撤去工	式	1		1			1		1			
仮設工	式	1		1			1		1			
直接工事費	式	1		1			1		1			
共通仮設費	式	1		1			1		1			
共通仮設費	式	1		1			1		1			
純工事費	式	1		1			1		1			
現場管理費	式	1		1			1		1			
工事原価	式	1		1			1		1			
一般管理費	式	1		1			1		1			
基礎工	式	1		1			1		1			
工事価格	式	1		1			1		1			

別紙様式－０－３

【比較表－２】

内 訳 書 に対する 明 細 書 の 比 較 表

記 入 要 領	1) 本様式は、比較表-1に対する明細を記入することとする。さらにその明細が必要な場合は、本様式を使用しその詳細が明確になるようにする。 2) ※印の官積算欄(予定価格および最終共)は、発注者が記入する欄なので請負者は記入しないで下さい。													
工 事 名	〇〇道路改良工事													
工事区分・工種・ 種別・細別	単位	入 札 時						工 事 完 成 時						備 考
		官積算(予定価格)※			元請(当初予定)			元請(完成時実績)			官積算(最終)※			
		数量	単価	金額	数量	単価	金額	数量	単価	金額	数量	単価	金額	
道路土工	式	1			1			1			1			
掘削工	〃	1			1			1			1			
掘削(土砂)	m3	39,300			39,300			35,800			1			
掘削(軟岩)	〃	2,250			2,250			0			1			
路体盛土工	式	1			1			1			36			
路体(流用土)	m3	4,100			4,100			10,600			14			
法面整形工	式	1			1			1			30			
法面整形(切土部)	m2	5,920			5,920			5,010			9			
法面整形(切土部)	〃	250			250			0			1			
法面整形(盛土)	〃	330			330			160			11			
地盤改良工	式	1			1			1			1			
安定処理工	〃	1			1			1			1			
基礎安定処理 45kg/m3	m2	1,000			1,000			0			1			
〃 53. 6kg/m3 t=0.5m	〃	0			0			115			1			
〃 53. 6kg/m3 t=0.8m	〃	0			0			785			2			
路体安定処理 30kg/m3	m3	4,100			4,100			0			2			
路体安定処理 33kg/m3	m3	0			0			13,100			200			

【比較表一 3】

[illegible]

【比較表一 4】

資材購入先一覧(主要資材)の比較表

[illegible]

【比較表－5】

手持ち機械の比較表(主要機械)

[illegible]

【比較表一6】

[illegible]

【比較表一 7】

[illegible][illegible]

【比較表－8】

建設副産物の搬出等の比較表

[illegible]

【諸経費動向調査（工事費）】

[illegible]

別紙様式－１

提出日：平成 年 月 日

V E 提 案 書

支出負担行為担当官
〇〇地方整備局長 殿

受注者
住所
氏名
印

契約書第１９条の２に基づきV E 提案書を提出いたします。

工 事 件 名：		連絡者 氏名 T E L F A X
契約締結日：		
V E 提案の概要 注）記入欄が不足する場合には、様式－〇の２として追記して下さい。なお、概算低減額は提案を審査する上で参考とするものです。		
番 号	項 目 内 容	概算低減額：千円
概 算 低 減 額 合 計		

別紙様式－２

番 号	項目内容
-----	------

（１）設計図書のとめる内容、ＶＥ提案の内容の対比

【現状】・・・略図等

【改善案】・・・略図等

（２）提案理由

（３）ＶＥ提案の実施方法（材料仕様、施工要領等を記入）

（４）品質保証の証明（品質保証書の添付等）

（５）その他

別紙様式－３

番 号	項目内容
-----	------

Ⅴ 提案による概算低減額及び算出根拠

[illegible]

別紙様式－４

番 号		項目内容	
-----	--	------	--

(1) 工業所有権等の排他的権利を含むＶＥ提案である場合、その取扱いに関する事項

(2) ＶＥ提案が採用された場合に留意すべき事項（提案内容の公表に係る所見等）

別紙様式-5

平成 年 月 号
日

V E 提案採否通知書

○ ○ ○ ○ 殿

支出負担行為担当官
〇〇地方整備局長 印

特記仕様書「〇 VE提案について」に基づき、平成 年 月 日付けで提出されましたVE提案に対する審査結果を下記のとおり通知します。

[illegible]

(注) 採否に関する問い合わせ先

工事関係電子書類一覧表(作成書類の役割分担・位置付け)

※必要に応じ、項目を追加し、作成書類の役割分担を明確化すること

※本様式もASP(情報共有システム)で電子で管理すること

▼不要

工 事 関 係 書 類				工事関係書類 の 標準様式(案) (様式No.)	作成書類 役割分担		受注者作成 事務の位置づけ		受注者作成書類の位置付け					工事書類作成 様式の 事前協議	備 考
作成 時期	種 別	No.	書 類 名 称		発注者	受注者	指示	通知	提出	提示	監督職 員へ連絡	監督職 員へ納品	電子 ☆	紙 ◎	
工事 着手前	作成 書類の 役割 分担	設計 審査 会で 確認	1【事例】 工事のお知らせ(自治会、住民等へ の周知)	共通仕様書1-1-1-39-7	—	○					○				令和〇年〇月〇日設計審査会で確認
			2【事例】 関係機関(〇〇〇)協議結果に基づ く届出	共通仕様書1-1-1-39-2	—	○					○				令和〇年〇月〇日設計審査会で確認
			3【事例】 土壌汚染対策法第4条1項に基づく 届出	土壌汚染対策法第4条1項	—	○		○							土地の形質の変更に着手する日の30日前までに届け 出す
			4【事例】 縦断縦断線法等のため関係 機関協議が実施中、未了の場合 関係機関(〇〇〇)との設計・施工協 議	河川法、道路法、道路交通 法等の種別法	—	○		○							令和〇年〇月〇日設計審査会で確認
			5【事例】 縦断縦断線法等のため関係 機関協議が実施中、未了の場合 占用地等(〇〇〇)の移設の調整、 監視処分	河川法、道路法	—	○		○							令和〇年〇月〇日設計審査会で確認
			6【事例】 設計図書、条件明示と現地の不整 合による協議資料	共通仕様書1-1-1-3-2	—	○			○						令和〇年〇月〇日設計審査会で確認
			7【事例】 設計図書、条件明示と現地の不整 合による設計図修正(補正計算の作 り直しや大規模修正)	共通仕様書1-1-1-15	—	○		○							令和〇年〇月〇日設計審査会で確認 個別の道路施工等について受注者間で協議し役 割分担を決定。 (受注者が実施する場合は、設計費用を受注者が負 担する)
	契約 図書	設計 図書	8 工事請負契約書	—	—	○									
			9 共通仕様書	—	—	○									
			10 特記仕様書	—	—	○									
			11 発注図書	—	—	○									
			12 現場説明書	—	—	○									
			13 質問図書	—	—	○									
			14 工事数量総括表	—	—	○									
工事 着手前	契約 関係書類	その他	15 現場代理人等通知書	工事請負契約書第10条1項	様式—1	○			○						契約書を作成する全ての工事
			16 請負代金内訳書	工事請負契約書第3条1項 共通仕様書3-1-1-1	様式—2	○			○						
			17 工事工程表	工事請負契約書第3条1項	様式—3	○			○						
			18 現金収納書(電子申請方式)	現況時指導事項(R3.3.31付 国委公発第71号) 共通仕様書1-1-1-40-5	様式—4	○			○						電子申請を使用しない場合は、「現金収納書提出用 お紙」に現金収納書を張り付けたうえ、提出する。な ら、スキャン、撮影によるデータ化も可とする。
			19 建築共証給受払簿	現況時指導事項(R3.3.31付 国委公発第71号)	—	○				○					
			20 工事別共証給受払簿	現況時指導事項(R3.3.31付 国委公発第71号)	—	○				○					
			21 現金充当実績報告書	現況時指導事項(R3.3.31付 国委公発第71号)	—	○				○					
			22 補充済労務状況報告書	現況時指導事項(R3.3.31付 国委公発第71号)	—	○				○					
			23 現金充当書	現況時指導事項(R3.3.31付 国委公発第71号)	—	○				○					
			24 請求書(前払金)	工事請負契約書第34条1項	様式—5	○			○						
			25 VE提案書(契約後VE時)	特記仕様書	様式—6	○				○					契約締結後にVE提案を行う場合に提出する。
			26 品質証明書送付書	共通仕様書3-1-1-9-35	様式—7	○			○						契約図書で規定された場合に提出する。
			27 再生資源利用計画書 —建設資材搬入工事用—	共通仕様書1-1-1-19-4	—	○			○						該当する建設資材を搬入する予定がある場合、建設 副産物情報交換システムにより作成し、施工計画 書へ含めて提出する。
工事 中	施工 書類	1 施工 計画	28 再生資源利用促進計画書 —建設副産物搬出工事用—	共通仕様書1-1-1-19-5	—	○			○						該当する建設副産物を搬出する予定がある場合、建 設副産物情報交換システムにより作成し、施工計画 書へ含めて提出する。
			29 建設発生土搬出計画書	特記仕様書	—	○			○						
			30 建設発生土搬出のお知らせ	「建設発生土の搬出等への情報伝達につ いて」(H10-12月)建設部第9号の2	—	○			○						
			31 施工計画書	共通仕様書1-1-1-4-1	—	○			○						工事着手前又は施工方法が確定した時期に監督職 員に提出 業態変更が生じた場合(工期や数量等の時態変更 以外)には、その都度当該工事に着手する前に、 変更施工計画書を監督職員に提出する。
			32 ISO9001品質計画書	H18.9.1付国官技第117号	—	○			○						
	2 施工 体制	② 施工 体制	33 設計図書の照会確認資料 (契約書18条に該当する事実があっ た場合)	共通仕様書1-1-1-3-2	—	○			○						
			34 工事測量成果表(仮BM及び多角点 の設置)	共通仕様書1-1-1-39-1	—	○			○						
			35 工事測量結果(設計図書との照合) (設計図書と差異有り)	—	—	○			○						設計図書と差異があった場合にのみ監督職員に提出 する。
			36 施工体制台帳	共通仕様書1-1-1-10-1	—	○			○						「[施工体制台帳]に係る書類の提出について」の 一部改正について(令和3年3月5日付け国官技第319 号、建設部第18号)に基づき作成する。 *建設業及び関係業以外には不要
			37 施工体系図	共通仕様書1-1-1-10-2	—	○			○						
	3 施工 状況	③ 施工 管理	38 作業員名簿	「作業員名簿」(令和3年3月5日付け国官技第319号、建設部第18号) 共通仕様書1-1-1-10-3	—	○			○						
			39 工事打合せ簿(指示)	共通仕様書1-1-1-2-15	様式—9	○									
			40 工事打合せ簿(協議)	共通仕様書1-1-1-2-17	様式—9	○			○						協議の根拠となる一般的な諸基準類のコピーは添付 不要。
			41 工事打合せ簿(承認)	共通仕様書1-1-1-2-16	様式—9	○			○						
			42 工事打合せ簿(提出)	共通仕様書1-1-1-2-18	様式—9	○			○						
			43 工事打合せ簿(報告)	共通仕様書1-1-1-2-20	様式—9	○			○						
			44 工事打合せ簿(通知)	共通仕様書1-1-1-2-21	様式—9	○			○						
			45 材料確認書	共通仕様書2-1-2-4	様式—10	○			○						設計図書に記載しているもの以外は材料確認書の提 出は不要
			46 材料納入伝票	共通仕様書2-1-2-1	—	○				○					設計図書で指定した材料や監督職員から請求があっ た場合は提出する。

工事関係電子書類一覧表(作成書類の役割分担・位置付け)

※必要に応じ、項目を追加し、作成書類の役割分担を明確化すること

※本様式もASP(情報共有システム)で電子で管理すること

▼不要

工 事 関 係 書 類				工事関係書類の 標準様式(案) (様式No)	作成書類 役割分担		発注案件 関係の位置づけ		受注者作成書類の位置付け						工事書類作成 段階の 事前段階	備 考
作成 時期	種 別	No.	書 類 名 称		発注者	受注者	指示	通知	提出	提示	監督 員 へ 送 付	監督 員 へ 送 付	監督 員 へ 送 付	監督 員 へ 送 付		
工 事 中	3 施工状況	③ 施工管理	47 段階確認書	共通仕様書3-1-1-6-3	様式-11		○		○							・契約図書で指定された場合のみ対象 ・段階確認書に添付する資料は新たに作成する必要なし。 ・監督職員又は現場技術員が臨場した場合の状況写真等は不要。 ・監督職員又は現場技術員が臨場して段階確認した箇所は、出来形写真等の撮影を省略できる。
			48 確認・立会依頼書	共通仕様書3-1-1-6-1	様式-12		○		○							・確認・立会依頼書添付する資料を新たに作成する必要はない。 ・監督職員又は現場技術員が臨場した場合の状況写真等は不要。 ・監督職員又は現場技術員が臨場して段階確認した箇所は、出来形写真等の撮影を省略できる。
			49 休日・夜間作業届	共通仕様書1-1-1-2-2	—		○				○					ASP、電子メールなどにより連絡する。 ただし、掘削上の工事については「提出」とする。
		④ 安全管理	50 安全教育訓練実施資料	共通仕様書1-1-1-2-1-1	—		○			○						監督職員へ実施内容の提示のみで提出不要。
			51 工事事故通報	共通仕様書1-1-1-30	様式-13		○		○		○					事故が発生した場合、直ちに連絡するとともに、事故の経緯を書面により速やかに報告する。
			52 工事事故報告書	共通仕様書1-1-1-30	—		○		○							事故報告書はSAS(建設工事事故データベースシステム)により作成して提出するほか、監督職員から請求があった資料を提出する。
		⑤ 工程管理	53 工事進行報告書	工事請負契約書第11条 共通仕様書1-1-1-24	様式-14		○		○							工程の進捗状況を把握するため、実施工程表の提示を求めるとある。根拠資料の添付不要。
			54 品質規格証明資料	共通仕様書2-1-2-1	—		○		○							指定材料のみ提出(設計図書で指定した材料を含む)。
	契約関係書類	中間前払金	55 認定請求書	工事請負契約書第35条4項	様式-15		○		○							
			56 請求書(中間前払金)	工事請負契約書第35条3項	様式-5		○		○							
			57 指定部分完成通知書	工事請負契約書第39条1項	様式-16		○		○							
			58 指定部分引渡書	工事請負契約書第39条1項	様式-17		○		○							
		既済部分検査	59 請求書(指定部分完了払金)	工事請負契約書第39条1項	様式-5		○		○							
			60 出来高内訳書	工事請負契約書第39条2項 共通仕様書1-1-1-22-2	様式-18		○		○							
			61 請負工事既済部分検査請求書	工事請負契約書第39条2項	様式-19		○		○							中間技術検査時にも提出する。
			62 出来形報告書 (数量内訳書、出来形図)	共通仕様書3-1-1-2	—		○		○							
		修補	63 出来高内訳書	工事請負契約書第39条2項 共通仕様書1-1-1-22-2	様式-18		○		○							
			64 請求書(部分払金)	工事請負契約書第39条5項	様式-6		○		○							
			65 修補完了届	工事請負契約書第32条1項 工事請負契約書第32条6項	様式-21		○		○							
			66 部分使用承諾書	工事請負契約書第34条1項	様式-22		○		○							部分使用がある場合に提出する。
	支給品	支給品	67 支給品受領書	工事請負契約書第18条-22	様式-23		○		○							工務延滞が発生する場合に提出する。
			68 支給品精算書	共通仕様書1-1-1-7-3	様式-24		○		○							支給品を受領した場合に提出する。
		建設機械	69 建設機械使用実績報告書	共通仕様書3-1-1-2	様式-25		○		○							建設機械の貸与がある場合に提出する。
			70 建設機械使用・返納書	工事請負契約書第15条3項	様式-27		○		○							建設機械の貸与がある場合に提出する。
			71 現場発生品図書	共通仕様書1-1-1-18	様式-28		○		○							現場発生品がある場合に提出する。
			72 出来形報告書 (数量内訳書、出来形図)	共通仕様書3-1-1-2	—		○		○							既済部分検査等の際に提出する。
工 事 完 成 時	契約関係書類	73 出来形報告書 (数量内訳書、出来形図)	73 出来形報告書 (数量内訳書、出来形図)	共通仕様書1-1-1-2	—		○		○							・産業廃棄物がある場合に監督職員へ提示すればよく、コピーの提出不要。
			74 建設発生土搬出図書	特記仕様書	—		○		○							
			75 建設発生土搬出のお知らせ	特記仕様書	—		○		○							
	工事書類	76 新技術活用関係資料	76 新技術活用関係資料	特記仕様書	—		○		○							新技術情報提供システム(NETIS)に登録されている技術を活用して工事施工する場合に提出する。
			77 完成通知書	工事請負契約書第32条1項	様式-29		○		○							
			78 引渡書	工事請負契約書第32条4項	様式-30		○		○							
		80 出来形管理図表	80 出来形管理図表	共通仕様書1-1-1-23-6	様式-31		○		○							・施工中は提示とし、工事完成時に提出とする。 ・出来形の測定位置が分かるように輪郭を記載する。 ・測定結果表(数量、測定結果一覧表、出来形管理図(工程能力図)、度数表(ヒストグラム)については、出来形管理図表にて代用可能なため提出不要。
			81 品質管理図表	共通仕様書1-1-1-23-6	様式-32		○		○							・施工中は提示とし、工事完成時に提出とする。 ・品質の測定位置が分かるように輪郭を記載する。 ・数量・測定結果表(数量、測定結果一覧表、品質管理図(工程能力図)、度数表(ヒストグラム)については、品質管理図表にて代用可能なため提出不要。
			82 品質証明書	共通仕様書3-1-1-9(1)	様式-33		○		○							・契約図書で指定された場合に提出する。 ・品質証明に関する添付書類は提出不要
			83 工事写真	共通仕様書1-1-1-23-6	—		○		○						☆	・工事写真の撮影にあたっては、写真管理基準(案)を適用する。 ・電子納品等運用ガイドライン(案)【土木工事編】に基づき提出する。 ・他の工事写真等の提出不要 ・不可損部分を含め、監督職員又は現場技術員が臨場して確認した箇所は、出来形管理写真等の撮影は省略 ・監督職員等が確認や立会っている状況写真等も不要
		84 総合評価実施報告書	84 総合評価実施報告書	総合評価実施方式の実施について(112.2.20内閣府告示第30号)	—		○		○							総合評価実施方式を適用して契約した場合に提出する
			85 創薬・工・社会性等に関する実施状況	特記仕様書 共通仕様書3-1-1-16	様式-34		○		○							自ら立案実施した創薬・工・社会性等への貢献として、特に評価できる項目を実施すれば提出できる。 ・工事につき最大10項目までの提出とする。
	86 工事完成図	86 工事完成図	共通仕様書1-1-1-9 共通仕様書3-1-1-9	—			○		○			○		☆		・電子納品等運用ガイドライン(案)【土木工事編】に基づき、原則、電子成果品で納品する。
		87 工事管理台帳	共通仕様書3-1-1-5 共通仕様書3-1-1-11 特記仕様書	—			○		○				○	☆		・電子納品等運用ガイドライン(案)【土木工事編】に基づき、原則、電子成果品で納品する。
	88 再生資源利用促進計画書 (建設副産物削減計画書)	88 再生資源利用促進計画書 (建設副産物削減計画書)	共通仕様書1-1-1-10-6	—			○		○							該当する建設副産物を削減した場合、建設副産物情報交換システムにより作成して提出する。
		89 再生資源利用促進計画書 (建設副産物削減計画書)	共通仕様書1-1-1-10-6	—			○		○							該当する建設副産物を削減した場合、建設副産物情報交換システムにより作成して提出する。
工 事 後	その他	90 低入札価格調査 (間接工事費等検証費用調査表)	共通仕様書1-1-1-12-5-3	—		○	○									低入札価格調査制度の調査対象工事の場合に完成日から30日以内に提出する。

工 期 通 知 書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

(分任) 支出負担行為担当官
〇〇 〇〇 様

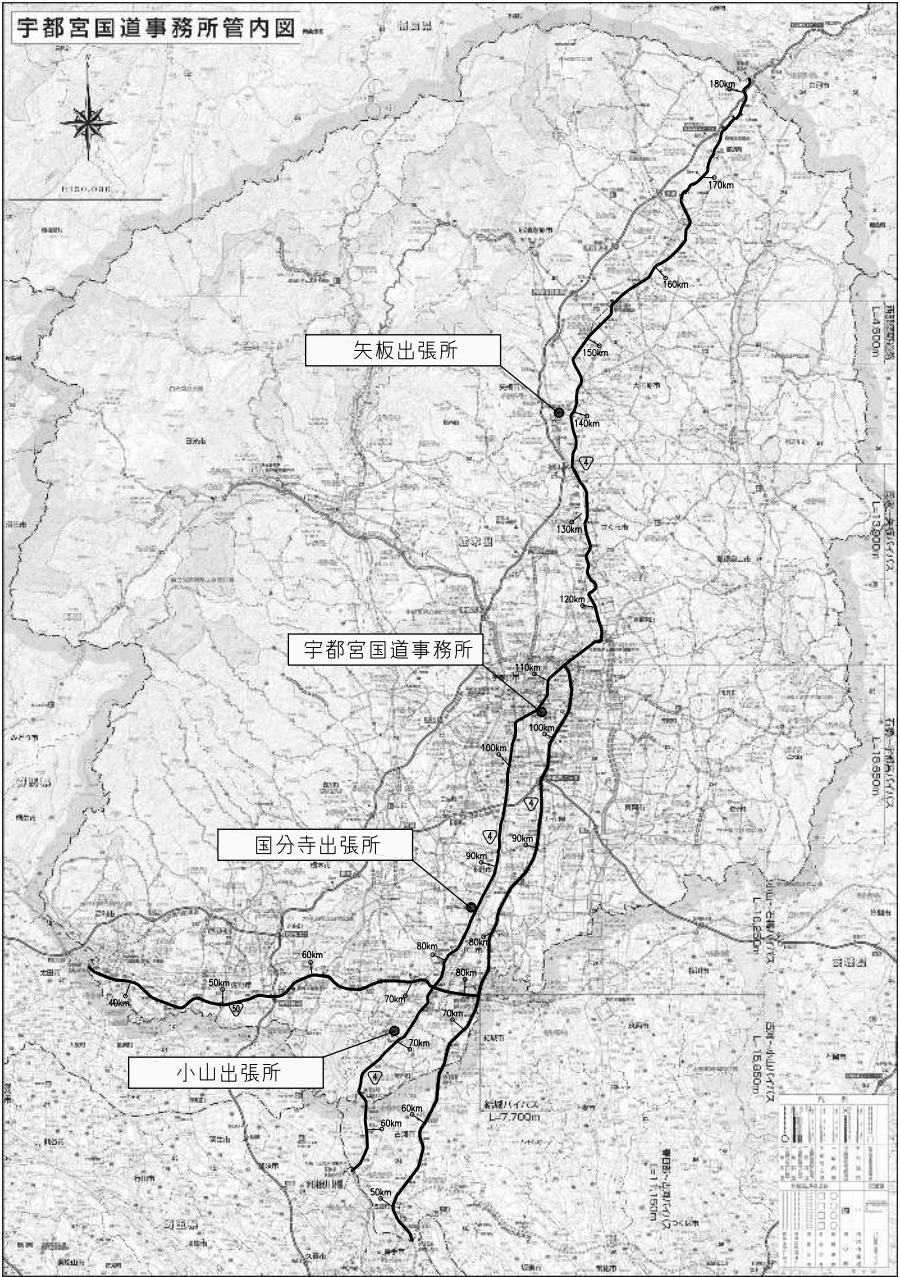
住所
商号又は名称
氏名 印

次のとおり工期を定めたので通知します。

工 事 名	〇〇〇〇工事
工 事 場 所	〇〇県〇〇市〇〇
契約予定年月日	令和 年 月 日
工 事 の 始 期	令和 年 月 日
工 期	工 事 の 始 期 か ら (〇〇〇日間) 令和 年 月 日 まで

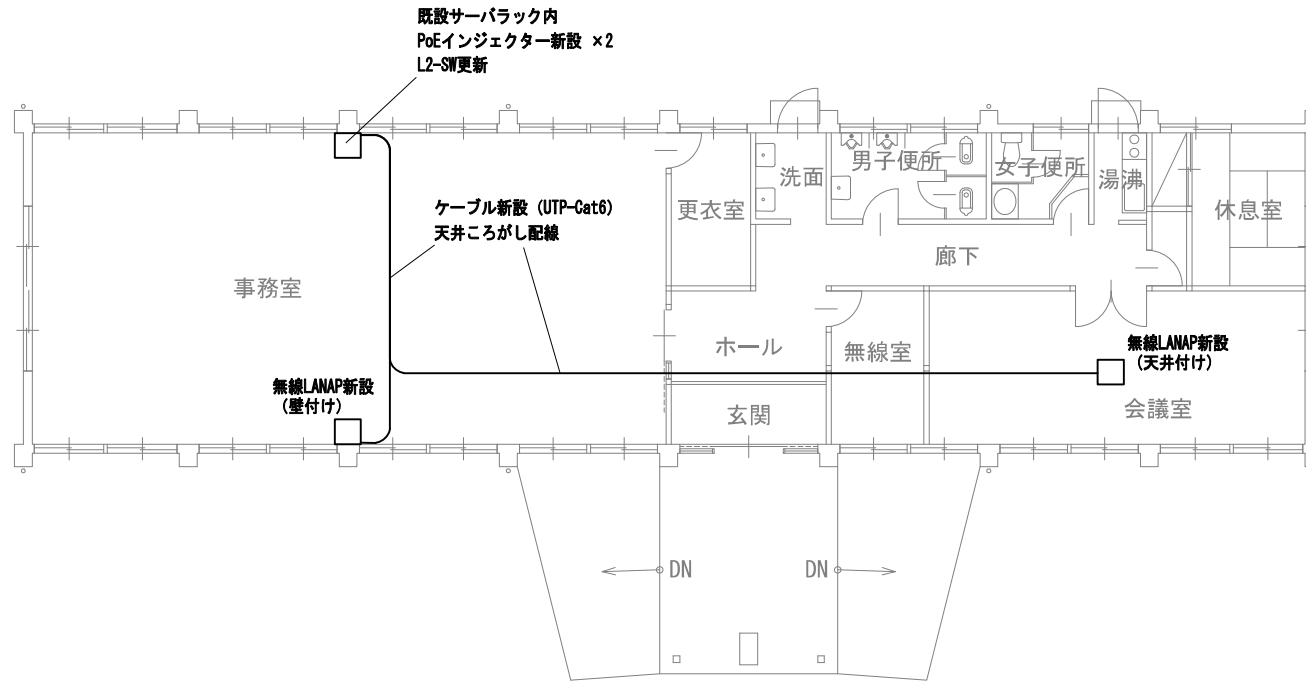
※工事の締結までに提出すること。
※契約書には本通知書により通知した工期（工期の始期及び終期）を記載する。

位置図



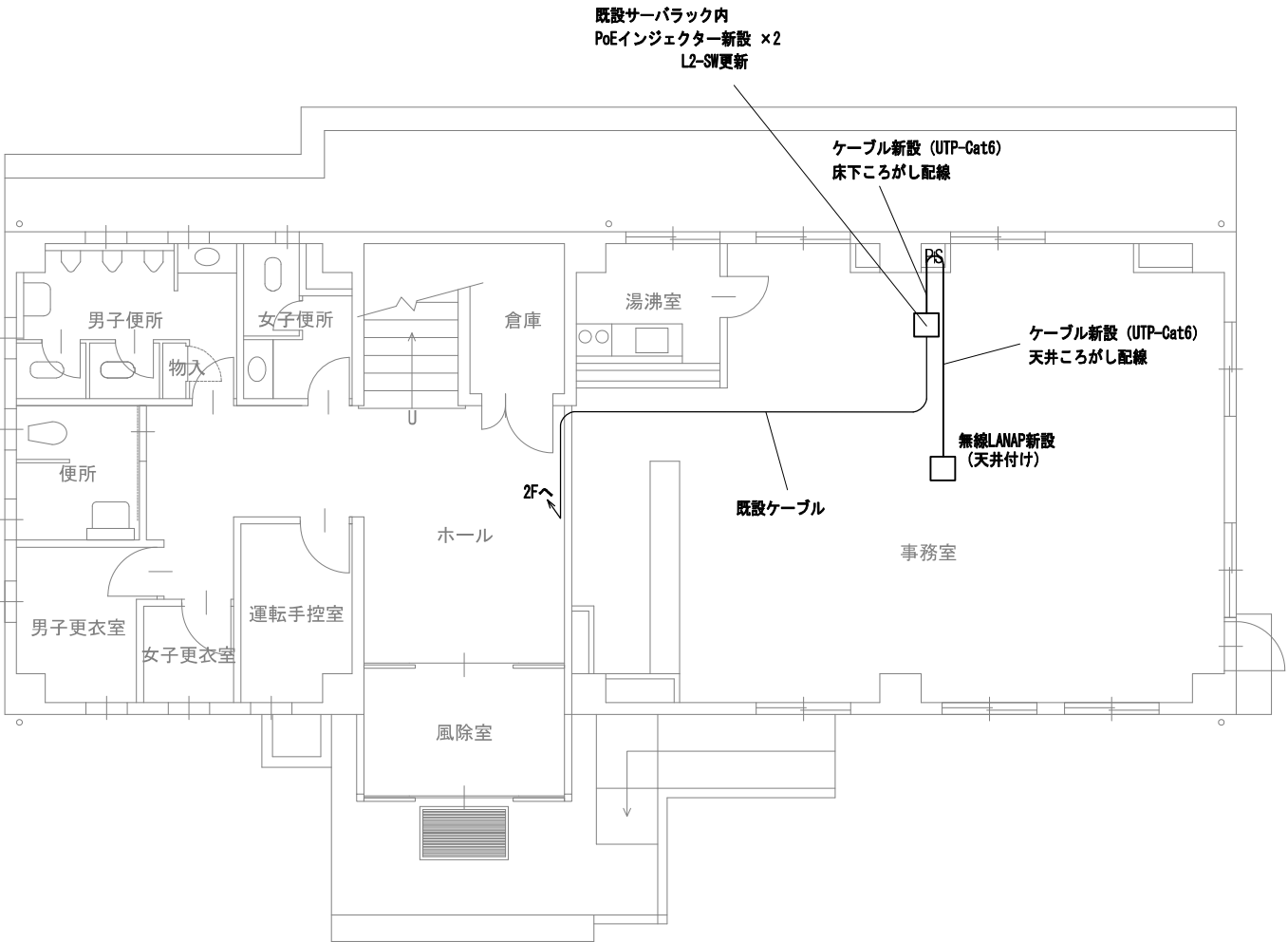
工 事 名		R7宇都宮国道管内ネットワーク設備設置工事					
図 面 名		位 置 図					
縮 尺		1/250,000		図面番号		7 の 1	
年 月 日		令和 8 年 1 月 日					
設計会社名							
所 長		副 所 長		課 長		建設専門官	
				専門職		担 当	
事務所名		国土交通省 宇都宮国道事務所					

国分寺出張所 平面図



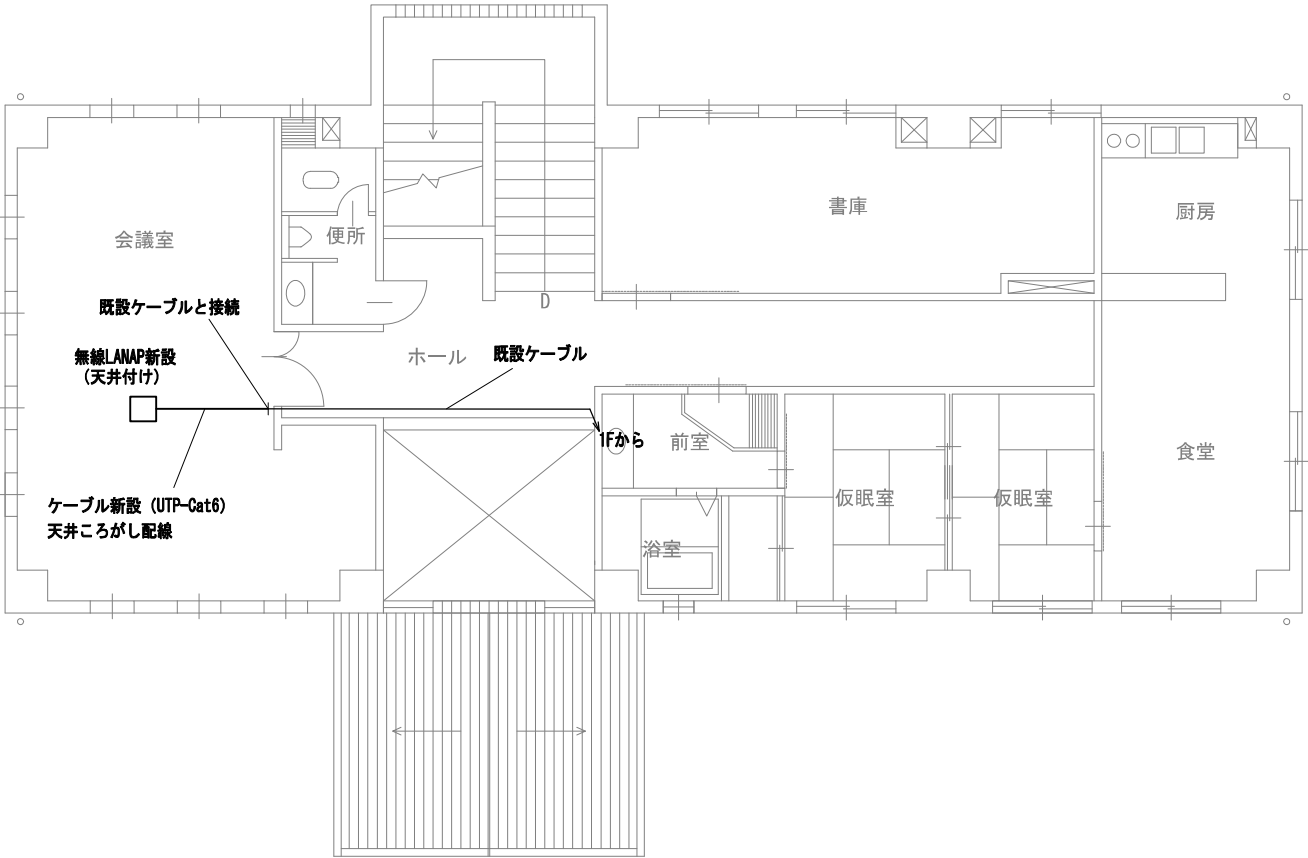
工 事 名	R7宇都宮国道管内ネットワーク設備設置工事		
図 面 名	国分寺出張所 平面図		
縮 尺	—	図面番号	7 の 2
年 月 日	令和 8 年 1 月 日		
設計会社名	—		
事務所名	国土交通省 宇都宮国道事務所		

小山出張所 1 階 平面図



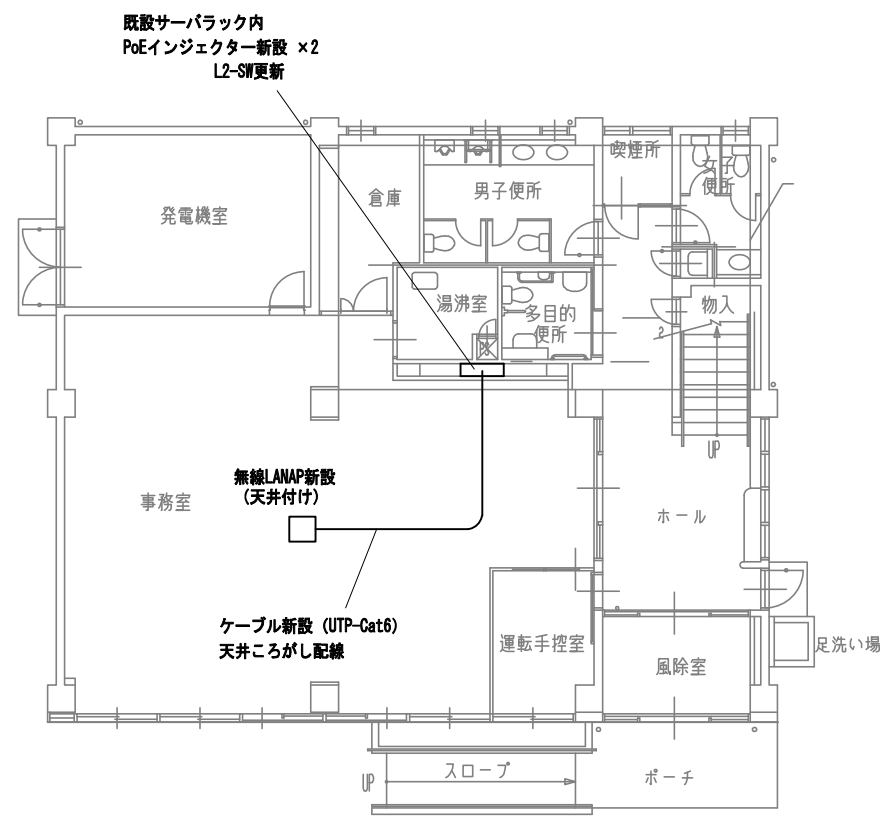
工 事 名	R7宇都宮圏近管内ネットワーク改修設置工事		
図 面 名	小山出張所 1 階 平面図		
縮 尺	—	図面番号	7 の 3
年 月 日	令和 8 年 1 月 日		
設計会社名	—		
事務所名	国土交通省 宇都宮国道事務所		

小山出張所 2 階 平面図



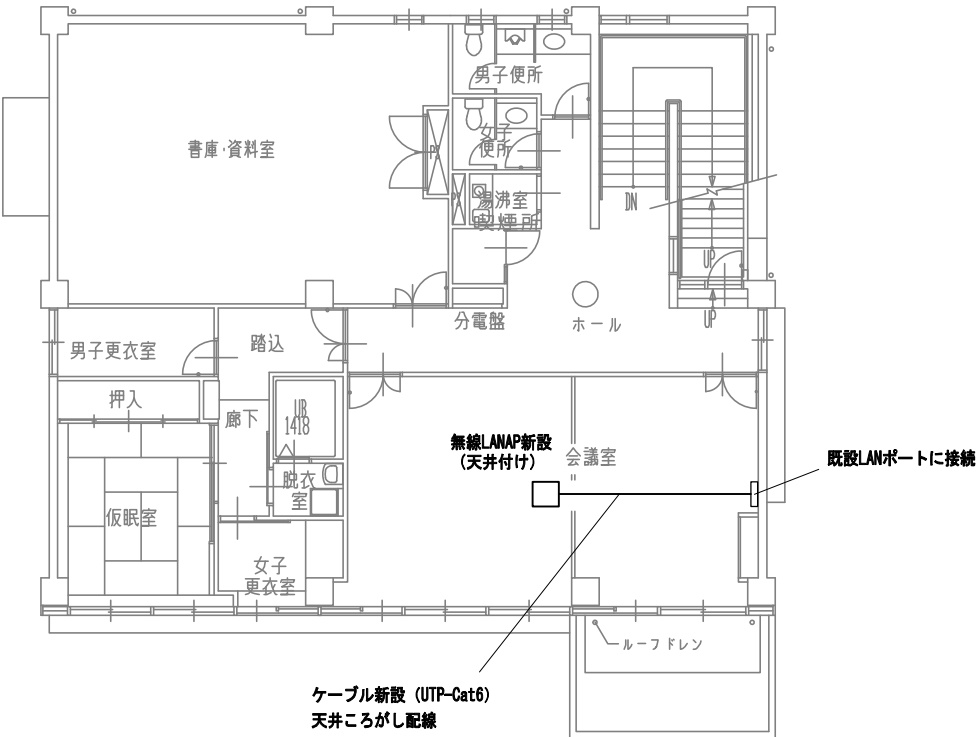
工 事 名	R7宇都宮国道管内ネットワーク設備設置工事		
図 面 名	小山出張所 2 階 平面図		
縮 尺	—	図面番号	7 の 4
年 月 日	令和 8 年 1 月 日		
設計会社名	—		
事務所名	国土交通省 宇都宮国道事務所		

矢板出張所 1 階 平面図



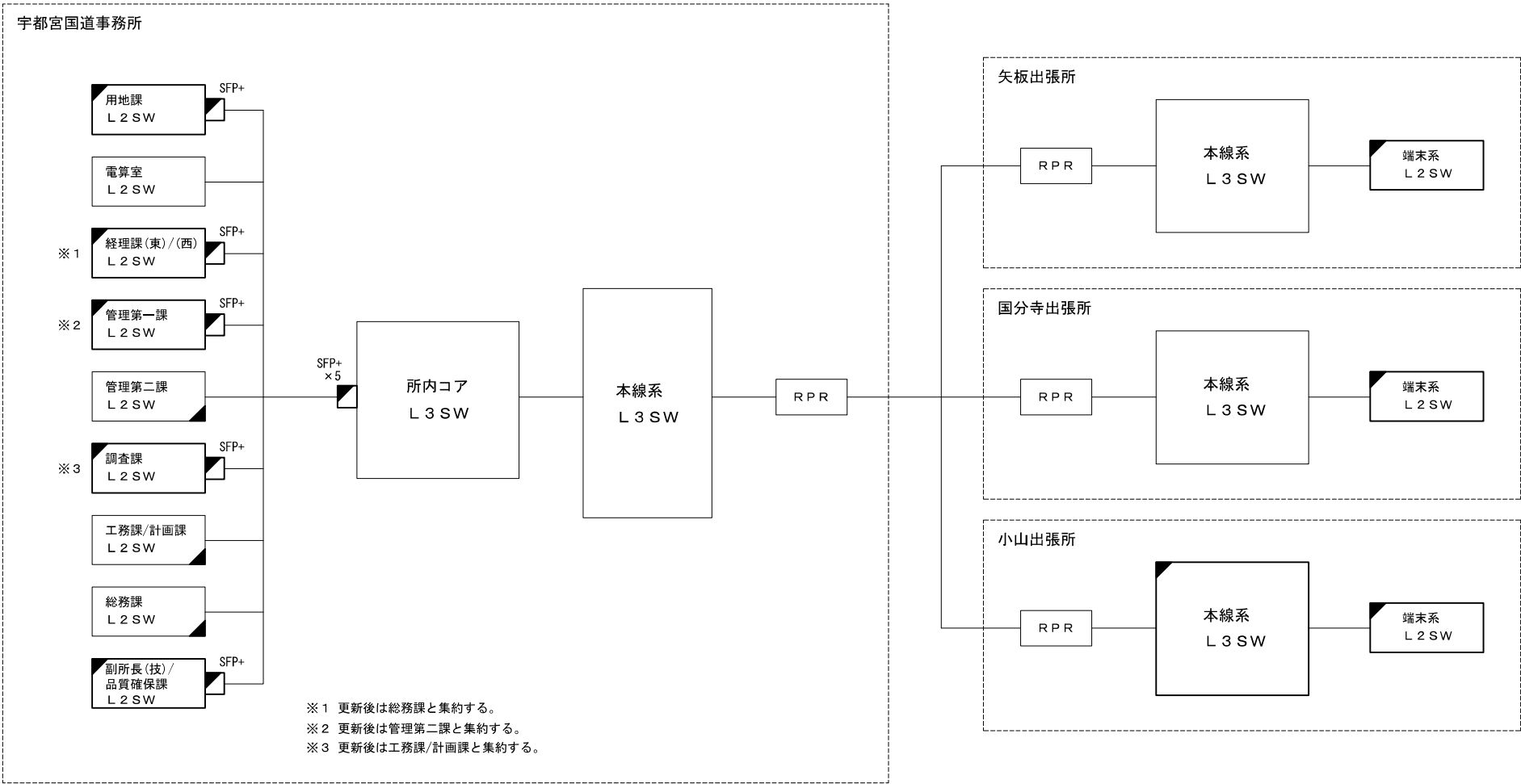
工 事 名	R7宇都宮圏近管内ネットワーク設備設置工事		
図 面 名	矢板出張所 1 階 平面図		
縮 尺	—	図面番号	7 の 5
年 月 日	令和 8 年 1 月 日		
設計会社名	—		
事務所名	国土交通省 宇都宮国道事務所		

矢板出張所 2 階 平面図



工 事 名	R7 宇都宮圏広域管内ネットワーク設備設置工事		
図 面 名	矢板出張所 2 階 平面図		
縮 尺	—	図面番号	7 の 6
年 月 日	令和 8 年 1 月 日		
設計会社名	—		
事務所名	国土交通省 宇都宮国道事務所		

ネットワーク構成図



凡例

- 機器更新
- 撤去
- 既設

工 事 名	R7宇都宮国道管内ネットワーク設備設置工事		
図 面 名	ネットワーク構成図		
縮 尺	—	図面番号	7 の 7
年 月 日	令和 8 年 1 月 日		
設計会社名	—		
事務所名	国土交通省 宇都宮国道事務所		